

資料編

資料編 目次

. 騒音・振動	
1. 工場	6 4
2. 指定作業場	6 6
3. 令和4年度発生源別・現象別苦情受付件数	6 8
. 大気	
1. 大気汚染常時測定室の測定結果	6 9
. 水質	
1. 河川水質定期調査 測定結果	7 3
2. 河川生物調査	7 7
3. 多摩川水域における類型指定状況	7 9
. 参考資料	
1. 騒音・振動	8 0
2. 大気汚染	8 5
3. 土壌汚染	8 6
4. 水質汚濁	8 7
5. 地下水汚染	8 8
世田谷区環境基本条例	8 9
世田谷区環境美化等に関する条例	9 4
世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例	9 8
世田谷区住居等の適正な管理による 良好な生活環境の保全に関する条例	1 0 2
世田谷区を中心とした環境政策のあゆみ	1 0 5
刊行物一覧	1 1 1

. 騒音・振動

1. 工場

用途地域別・行政地域別認可工場数

(令和5年4月1日現在)

用途地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計	%
低層住居専用地域	16	12	26	31	10	95	12.20
中高層住居専用地域	81	21	24	33	17	176	22.59
住居地域	50	8	64	39	17	178	22.85
近隣商業地域	78	41	72	14	14	219	28.11
商業地域	22	10	1	0	1	34	4.36
準工業地域	25	0	28	22	2	77	9.88
合計	272	92	215	139	61	779	100.0

業種別・行政地域別認可工場数

(令和5年4月1日現在)

業種	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
食料品製造業	26	17	10	9	3	65
繊維工業	4	0	2	1	0	7
衣類・その他の繊維	0	1	1	1	1	4
木材・木製品製造業	6	5	9	7	4	31
家具・装飾品製造業	7	5	8	4	4	28
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	1	3	3	1	12
出版・印刷・同関連	37	11	8	4	5	65
化学工業製品製造業	0	1	1	1	2	5
石油製品・石炭製品	0	0	0	0	1	1
プラスチック製品	7	4	4	3	0	18
ゴム製品製造業	4	2	0	0	0	6
皮革・同製品製造業	0	2	0	0	0	2
窯業・土石製品製造業	4	0	0	3	2	9
非鉄金属製造業	1	2	1	0	0	4
金属製品製造業	33	9	21	12	8	83
一般機械器具製造業	15	1	11	11	0	38
電気機械器具製造業	23	5	26	10	3	67
輸送用機械器具製造業	11	0	6	1	1	19
精密機械器具製造業	20	4	16	3	4	47
その他の製造業	3	2	6	5	1	17
サービス業(クリーニング)	3	2	7	6	0	18
サービス業(自動車整備)	61	13	71	41	19	205
サービス業(その他の修理)	0	2	3	1	0	6
サービス業(その他)	3	3	0	7	1	14
教育機関	0	0	0	1	0	1
清掃工場・廃棄物処理	0	0	0	2	1	3
公務機関	0	0	1	3	0	4
合計	272	92	215	139	61	779

業種別・用途地域別認可工場数

(令和5年4月1日現在)

業 種	低 層	中高層	住 居	近隣商業	商 業	準工業	合 計
食 料 品 製 造 業	7	9	5	30	9	5	65
織 維 工 業	2	2	1	1	0	1	7
衣 類 ・ そ の 他 の 織 維	0	0	0	3	0	1	4
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	8	1	9	10	2	1	31
家 具 ・ 装 飾 品 製 造 業	3	5	5	11	1	3	28
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	3	3	5	1	0	0	12
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連	4	15	6	27	9	4	65
化 学 工 業 製 品 製 造 業	1	1	0	2	0	1	5
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	0	0	1	0	0	0	1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	3	7	3	5	0	0	18
ゴ ム 製 品 製 造 業	0	2	1	1	2	0	6
皮 革 ・ 同 製 品 製 造 業	0	1	0	1	0	0	2
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	2	0	4	3	0	0	9
非 鉄 金 属 製 造 業	0	0	3	1	0	0	4
金 属 製 品 製 造 業	10	27	17	17	1	11	83
一 般 機 械 器 具 製 造 業	5	11	9	6	1	6	38
電 気 機 械 器 具 製 造 業	9	26	13	11	0	8	67
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	3	7	4	3	1	0	18
精 密 機 械 器 具 製 造 業	7	17	14	5	0	5	48
そ の 他 の 製 造 業	4	2	2	5	1	3	17
サ ー ビ ス 業 (ク リ ー ニ ン グ)	0	1	1	10	0	6	18
サ ー ビ ス 業 (自 動 車 整 備)	23	33	71	59	6	13	205
サ ー ビ ス 業 (そ の 他 の 修 理)	0	1	2	1	1	1	6
サ ー ビ ス 業 (そ の 他)	1	2	2	5	0	4	14
教 育 機 関	0	1	0	0	0	0	1
清 掃 工 場 ・ 廃 棄 物 処 理	0	0	1	0	0	2	3
公 務 機 関	0	2	0	0	0	2	4
合 計	95	176	179	218	34	77	779

2. 指定作業場

業種別・行政地域別指定作業場数

(令和5年4月1日現在)

指定作業場の種類	世田谷	北 沢	玉 川	砧	烏 山	合 計
レディミクストコンクリート製造業	0	0	0	0	1	1
自 動 車 駐 車 場	273	86	296	200	178	1,033
専 用 自 動 車 タ ー ミ ナ ル	0	0	4	0	2	6
ガソリンスタンド・液化石油スタンド	18	7	28	14	10	77
自 動 車 洗 車 場	0	0	5	2	1	8
ウエスト・スクラップ処理場	0	1	1	7	2	11
セ メ ン ト サ イ 口	1	0	0	0	0	1
材 料 置 場	13	9	28	26	19	95
畜 舎	0	0	2	0	1	3
青 写 真 施 設	1	0	0	1	0	2
め ん 類 製 造 業	21	6	1	2	3	33
豆 腐 ・ 煮 豆 製 造 業	36	23	17	8	8	92
洗 濯 施 設	96	73	61	37	31	298
し 尿 処 理 施 設	1	0	1	0	1	3
ボ イ ラ ー ・ 焼 却 炉 等	40	26	39	27	14	146
地 下 水 揚 水 施 設	0	0	2	2	0	4
廃 棄 物 の 積 替 ・ 保 管	3	0	2	4	1	10
定 置 型 内 燃 機 関	1	0	0	1	1	3
浄 水 施 設	0	0	1	1	0	2
病 院	2	0	2	0	2	6
試 験 研 究 機 関	4	2	4	1	1	12
合 計	510	233	494	333	276	1,846

但し、指定作業場の種類として、へい獣処理場、と畜場、工業用材料薬品小分け施設、有毒ガス使用食物燻蒸場、砂利採取場、廃油処理施設、汚泥処理施設、汚水処理施設、下水処理場、暖房用熱風炉を除く

業種別・用途地域別指定作業場数

(令和5年4月1日現在)

指定作業場の種類	低層	中高層	住居	近隣商業	商業	準工業	合計
レディミクストコンクリート製造業	0	1	0	0	0	0	1
自動車駐車場	365	325	194	87	39	23	1,033
専用自動車ターミナル	1	2	2	1	0	0	6
ガソリンスタンド・液化石油スタンド	3	15	31	21	3	4	77
自動車洗車場	2	1	4	1	0	0	8
ウエスト・スクラップ処理場	3	4	4	0	0	0	11
セメントサイロ	0	1	0	0	0	0	1
材料置場	42	29	15	6	1	2	95
畜舎	1	2	0	0	0	0	3
青写真施設	0	0	1	1	0	0	2
めん類製造業	2	6	7	14	4	0	33
豆腐・煮豆製造業	6	16	16	48	6	0	92
洗濯施設	52	59	46	122	17	2	298
し尿処理施設	0	2	0	0	1	0	3
ボイラー・焼却炉等	40	35	35	20	15	1	146
地下水揚水施設	1	1	1	1	0	0	4
廃棄物の積替・保管	2	5	3	0	0	0	10
定置型内燃機関	0	1	1	0	1	0	3
浄水施設	1	1	0	0	0	0	2
病院	0	5	1	0	0	0	6
試験研究機関	1	6	2	1	1	1	12
合計	522	517	363	323	88	33	1,846

但し、指定作業場の種類として、へい獣処理場、と畜場、工業用材料薬品小分け施設、有害ガス使用食物燻蒸場、砂利採取場、廃油処理施設、汚泥処理施設、汚水処理施設、下水処理場、暖房用熱風炉を除く

3. 令和4年度 発生源別・現象別苦情受付件数

発生源	公害現象	ばい煙	粉じん	有毒ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	総数
			2	29	0	21	0	157	93	48
工場系計		0	0	0	0	0	2	0	0	2
製造業（食品・タバコ）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業（木材・木製品）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業（金属製品）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
化学工業		0	0	0	0	0	1	0	0	1
電気機械器具製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業（洗濯）		0	0	0	0	0	1	0	0	1
サービス業（自動車整備業）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定作業場系計		0	0	0	0	0	3	0	0	3
レディミクスト		0	0	0	0	0	0	0	0	0
専用自動車ターミナル		0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車駐車場		0	0	0	0	0	3	0	0	3
ガソリンスタンド		0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車洗車場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウエストスクラップ処理場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
材料置場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
洗濯施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物の積替え場所又は保管場所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ボイラー・焼却炉等		0	0	0	0	0	0	0	0	0
地下水揚水施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設作業系計		0	27	0	8	0	107	85	31	258
特定建設作業		0	2	0	1	0	22	23	1	49
指定建設作業		0	6	0	0	0	20	26	7	59
その他の建設作業		0	19	0	7	0	65	36	23	150
一般系計		2	2	0	13	0	45	8	17	87
木工作业場		0	0	0	0	0	1	0	0	1
その他の作業場		0	1	0	1	0	2	2	0	6
興行場・遊技場		0	0	0	0	0	1	0	0	1
飲食店・喫茶店		0	0	0	6	0	17	0	10	33
商店・百貨店		0	0	0	0	0	1	0	0	1
学校・病院		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ビル・事務所		0	1	0	0	0	7	1	3	12
商業宣伝放送		0	0	0	0	0	1	0	0	1
交通機関		0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般家庭		1	0	0	5	0	3	0	1	10
その他		1	0	0	1	0	12	5	3	22

. 大 気

1 . 大気汚染常時測定室の測定結果（東京都測定局含む経年変化）

年度	項目 単位	二酸化窒素(NO ₂) ppb								浮遊粒子状物質(SPM) μg/m ³									
		測定室	砧	玉川	北沢	川島	山手	世田谷	成城	上馬	八幡山	砧	玉川	北沢	川島	山手	世田谷	成城	上馬
1974	S49	31	22			29			40		79	94			64				
1975	S50	24	21			35			57		67	103			53				
1976	S51	28	24			35			56		63	113			41				
1977	S52	27	27			36			58		50	64			69				
1978	S53	29	27			39			50		35	61			78				
1979	S54	31	31			36			46		31	57			37				
1980	S55	25	23			33			50		54	60			39				
1981	S56	23	24			30			43		55	53			46				
1982	S57	23	25			31			51		52	53			42				
1983	S58	25	29			30			47	44	35	47			43				
1984	S59	26	26			26			46	41	45	42			42				
1985	S60	20	31			26			41	38	48	51			48				
1986	S61	19	31			30			38	42	50	59			50				
1987	S62	28	32			32			51	46	51	55			54				
1988	S63	29	31			33			50	42	44	50			46				
1989	H1	30	33			33			50	46	44	50			47				
1990	H2	29	34			32			51	43	43	51			47				
1991	H3	30	35	34	28	33			51	47	48	50	56	58	49				
1992	H4	30	34	34	34	33	28		50	47	48	48	50	58	49	54			
1993	H5	26	33	33	32	31	29	47	48	48	48	47	46	52	40	45			
1994	H6	29	33	33	34	33	28	49	47	51	49	49	53	53	50	67	69		
1995	H7	30	33	30	34	33	28	52	47	49	44	48	52	52	52	70	64		
1996	H8	31	35	31	35	35	26	48	46	44	44	42	47	51	52	69	65		
1997	H9	30	33	29	33	33	27	48	44	43	45	42	45	52	49	67	62		
1998	H10	29	31	30	33	33	27	51	41	42	42	43	47	50	46	62	60		
1999	H11	26	29	26	31	31	27	49	41	35	35	35	38	39	41	52	48		
2000	H12	25	29	27	31	31	26	49	45	39	38	39	39	33	40	54	51		
2001	H13	27	29	27	31	31	27	49	48	39	35	38	37	32	40	53	50		
2002	H14	25	27	26	30	29	27	49	38	34	36	32	34	29	35	47	45		
2003	H15	26	27	27	30	30	27	51	40	32	37	30	32	29	33	45	39		
2004	H16	24	25	28	27	28	24	46	42	30	35	29	29	25	29	38	34		
2005	H17	24	25	25	27	26	24	48	39	28	36	33	29	22	27	40	32		
2006	H18	24	27	23	25	26	23	48	40	26	34	31	27	24	23	34	32		
2007	H19	23	25	23	24	24	22	47	38	21	25	24	22	22	19	33	30		
2008	H20	21	24	22	23	22	21	46	37	20	21	22	21	21	18	30	28		
2009	H21	23	23	22	23	21	20	44	36	19	20	19	19	19	17	26	26		
2010	H22	19	22	21	23	19	19	42	34	18	18	21	21	18	18	24	23		
2011	H23	19	21	20	21	19	18	38	32	20	20	20	20	20	19	21	21		
2012	H24	18	20	19	19	17	17	38	31	17	19	18	19	18	19	21	20		
2013	H25	17	20	19	15	17	17	39	31	19	21	21	21	21	20	23	23		
2014	H26	17	19	18	20	17	17	36	31	18	18	19	19	21	20	22	22		
2015	H27	16	19	19	18	16	16	34	29	16	17	19	17	21	19	21	21		
2016	H28	15	18	17	17	15	15	31	28	13	16	18	15	17	16	21	19		
2017	H29	16	20	16	17	15	15		25	14	16	17	15	17	16		18		
2018	H30	14	16	17	16	14	13	-	22	15	16	17	15	18	17	-	18		
2019	R1	13	15	19	15	13	13	-	21	13	15	16	12	16	15	-	16		
2020	R2	12	13	-	14	13	12	-	20	12	13	-	8	15	14	-	15		
2021	R3	11	13	-	14	-	-	-	-	10	11	-	8	-	-	-	-		
2022	R4	12	12	-	13	-	-	-	-	10	14	-	11	-	-	-	-		
	4月	10	11	-	11	-	-	-	-	11	13	-	12	-	-	-	-		
	5月	9	10	-	9	-	-	-	-	10	12	-	11	-	-	-	-		
	6月	10	10	-	10	-	-	-	-	14	19	-	17	-	-	-	-		
	7月	7	7	-	8	-	-	-	-	14	22	-	14	-	-	-	-		
	8月	7	8	-	8	-	-	-	-	15	31	-	18	-	-	-	-		
	9月	9	9	-	10	-	-	-	-	11	18	-	12	-	-	-	-		
	10月	11	12	-	13	-	-	-	-	9	9	-	9	-	-	-	-		
	11月	16	17	-	18	-	-	-	-	10	9	-	10	-	-	-	-		
	12月	18	19	-	20	-	-	-	-	6	6	-	6	-	-	-	-		
	1月	18	18	-	20	-	-	-	-	7	8	-	8	-	-	-	-		
	2月	15	15	-	18	-	-	-	-	8	9	-	9	-	-	-	-		
	3月	12	13	-	14	-	-	-	-	11	10	-	12	-	-	-	-		

* オキシダントは、5時～20時の平均値（但、昭和49年～59年の砧・玉川総合測定室は24時間の平均値）。

* 昭和59年までは暦年値、61年以降は年度値。

* 玉川総合測定室の一酸化炭素、守山・給田測定室光化学オキシダントは平成9年2月以降、測定を中止。

* 緑丘測定室は平成11年11月より機器不調のため欠測。

* 緑丘・玉川測定室の光化学オキシダントは平成12年4月以降測定中止。

光化学オキシダント(Ox)										二酸化硫黄(SO ₂)					一酸化炭素(CO)					微小粒子状物質(PM2.5)				
ppb										ppb					ppm					μg/m ³				
砧	玉川	北沢	鳥山	緑丘	桜丘	三子	川守	山給	田世	世田谷	砧	玉川	北沢	鳥山	世田谷	砧	玉川	世田谷	上馬	八幡山	世田谷	成城	上馬	八幡山
25	24									29	12	19			20	0.8	2.2	4.2	9.0					
27	22									33	13	15			21	0.9	2.0	2.0	8.1					
26	22									30	11	17			18	1.0	2.6	1.7	6.6					
23	22									33	11	12			19	1.4	2.3	1.4	6.6					
17	15									21	11	9			17	0.7	1.8	1.3	5.4					
13	13									20	11	11			18	1.0	1.4	1.1	5.3					
13	10									18	10	9			16	1.0	1.1	1.5	5.7					
16	11									19	9	9			15	1.0	1.2	1.4	5.3					
11	18									19	9	8			15	1.0	1.2	1.0	4.7					
16	16									22	8	10			14	0.9	1.1	0.9	4.6	1.8				
21	20									24	9	11			14	0.9	0.9	0.8	4.4	1.8				
26	22									23	8	9			9	0.9	1.0	0.8	4.2	1.7				
22	21			21	21	18	19	23		19	8	9			8	1.0	1.3	1.0	4.3	1.7				
25	21			25	25	21	24	28		21	9	10			8	1.0	1.1	0.9	4.5	1.8				
24	20			22	22	17	21	20		20	8	9			6	0.9	1.1	0.9	4.1	1.9				
23	14			19	20	14	18	19		17	8	9			8	0.8	1.0	0.9	4.1	2.2				
23	19			21	21	19	21	23		22	8	9			8	0.9	1.0	0.9	4.2	1.7				
22	20	23	26	21	21	19	22	23		21	8	10	8	8	9	0.9	1.0	0.9	4.1	1.7				
21	21	24	23	22	23	19	21	26		25	7	8	8	8	7	0.9	0.8	0.8	3.9	1.6				
20	18	19	23	22	22	19	22	23		25	5	6	6	6	7	0.9	0.9	0.8	3.7	1.5				
21	24	20	21	23	25	19	21	25		26	6	6	6	6	7	0.7	0.8	0.8	3.6	1.5				
21	23	22	20	26	24	23	26	26		30	6	6	6	7	6	0.7	0.8	0.8	3.4	1.4				
24	21	21	21	25	25	20	23	27		28	5	5	6	7	6	0.7	0.8	0.7	3.1	1.3				
21	19	22	22	21	21	15				29	4	4	5	5	5	0.7		0.7	1.6	-				
20	18	21	18	18	17	14				26	4	5	5	4	4	0.7		0.7	1.5	-				
21	20	23	22		23					26	3	4	4	4	3	0.6		0.6	1.2	-				
20	20	22	21		22					28	5	6	5	5	3	0.6		0.6	1.2	-				
22	18	22	23							30	6	6	6	5	3	0.6		0.6	1.2	-				
22	23	16	17							28	4	4	5	5	2	0.6		0.6	1.1	-				
29	23	20	19							28	4	3	4	4	2	0.5		0.6	1.1	-				
31	25	20	24							29	4	5	5	4	2	0.5		0.5	0.9	-				
31	25	21	26							28	4	5			2	0.4		0.5	0.9	-				
30	24	19	27							30	4	5			2	0.4		0.5	0.9	-				
32	30	26	31							31	3	3			1	0.4		0.5	0.8	-				
34	31	25	32							32	3	2			2	0.4		0.5	0.7	-				
33	31	28	33							32	2	2			2	0.4		0.5	0.6	-				
32	32	32	34							34	1	1			2	0.3		0.4	0.6	-				
30	29	29	30							29	1	1			1	0.3		0.4	0.6	-	15.3		17.7	16.7
30	29	31	31							31	1	1			2	0.4		0.4	0.5	-	14.0		15.5	15.0
32	33	33	32							34	1	1			2	0.3		0.3	0.4	-	16.3	14.8	17.3	17.1
33	33	35	32							33	1	1			2	0.2		0.2	0.3	-	17.4	15.4	18.3	17.1
33	33	34	33							33	1	1			2	0.2		0.2	0.3	-	14.6	13.7	15.6	15.5
32	33	34	32							33	1	1			1	0.2		0.2	0.3	-	13.6	12.2	14.2	14.7
34	33	35	34							34	1	1			1	0.2		0.2		-	13.0	12.1		14.5
33	34	35	35							35	1	1			1	0.2		0.1	-	-	11.7	12.7	-	11.5
32	33	34	35	-	-	-	-	-	-	34	1	1			2	0.2	-	0.2	-	-	10.5	11.3	-	10.3
32	30	-	33	-	-	-	-	-	-	31	1	1	-	-	1	0.3	-	0.3	-	-	10.0	9.9	-	10.5
34	35	-	38	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
34	34	-	35	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
43	46	-	47	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
45	48	-	50	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
43	43	-	47	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
34	31	-	37	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
38	35	-	41	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
33	30	-	35	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
29	30	-	32	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
25	27	-	26	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
21	21	-	20	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
23	24	-	22	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
34	33	-	31	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
39	38	-	37	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-

- * 桜丘測定室の光化学オキシダントは平成13年12月以降測定中止。
- * 玉川総合測定室における平成12年～17年度の二酸化硫黄測定結果は参考値。
- * 北沢・鳥山総合測定室の二酸化硫黄は平成17年8月以降測定中止。
- * 北沢総合測定室は令和2年4月以降測定中止。
- * 玉川総合測定室の二酸化硫黄は令和4年4月以降測定中止。
- * 世田谷、成城、上馬、八幡山測定室の測定結果は令和2年度分まで掲載。

浮遊粒子状物質の経年変化（ハイボリュームエアサンプラーによる）

砒総合測定室

項目単位 年度	浮遊粒子状物質	カドミウム	クロム	鉄	マンガン	ニッケル	鉛	硫酸イオン	硝酸イオン	塩化物イオン	亜鉛	銅	バナジウム
	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(ng/m^3)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)					
昭和	49	83	8.1	9.7	960	42	36	37	-	-	-	98	-
	50	83	20	6.7	680	43	21	190	-	-	-	81	1
	51	80	11	9.7	1200	54	13	250	-	-	-	200	7
	52	55.7	14	4	480	35	16	130	-	-	-	133	21
	53	52.4	13	7	841	35	9	118	9.9	4.7	-	186	21
	54	36	1.9	6.3	464	28	8	75	14.8	3.7	-	71	5
	55	30.2	2	7	247	23	10	65	7.7	2.7	-	110	6
	56	36.4	2	1	204	6	15	202	6.4	5.9	-	60	8
	57	50.3	3.1	4.3	272	17.4	11.6	81	3.4	5.8	-	81	5
	58	43.1	2.6	5	467	28.1	17.1	100	4.3	4.2	-	97	9.8
	59	37.6	2	1	206	24.3	7	31	4.9	4.8	-	52	5.5
	60	36.8	1.7	2	140	18	8	59	4.9	5.1	-	41	4
	61	41.3	1	4.8	199	17.8	8.9	43	4.8	4.5	-	35	3.6
	62	43.3	1.6	2.4	183	20	2.6	56	3.7	4	-	58	2.3
	63	43.7	2.5	7.4	249	18.7	4.2	55	4.6	3.5	-	38	3.7
平成	元	42	3	20	148	13	7	56	2.9	3.7	-	41	4
	2	49.3	2	3	198	14	9	47	3.5	4.3	-	42	3
	3	34.7	1	2	37	10	4	71	4.3	4	-	53	3
	4	31.3	2	1	155	8	3	58	4	3.3	-	36	3
	5	38.7	1	2	176	10	7	54	3.6	4	-	33	3
	6	48.4	3	2	174	11	5	125	5.7	5.3	-	47	2
	7	36.3	1.3	2	133	5	4	63	12.2	2.9	-	40	3
	8	39	1.6	2.6	206	6.1	7	56	5.3	3.4	1.8	103	-
	9	32	1.6	1.2	184	7.5	5.6	40	2.8	2.6	1.3	91	-
	10	67	1.2	1.9	162	9	9	44	3.2	3.4	1.2	117	-
	11	74	0.7	0.4	89	5.6	3.3	15	3.8	3.4	1.1	97	-
	12	95	0.4	1.7	134	5	3.3	18	3.4	2.9	0.7	49	-
	13	47	0.6	1	88	4.8	4.6	22	3.3	2.7	0.7	53	-
	14	32.8	0.4	0.3	194	7.5	4.2	19.8	2.5	2.9	0.6	49.2	-
	15	35.8	0.3	0.7	111	6.2	4.2	11.2	3.3	3.5	0.5	40.5	-
	16	41.2	0.2	0.3	134	6	3	6.9	0.3	2.6	1.7	37.7	-
	17	26.8	0.3	1	142.6	6.8	3.4	11.3	3.2	2.2	0.2	38.8	-
	18	25.8	0.3	1	193.3	9.8	3.6	14.1	2.9	2.3	0.3	47.1	-
	19	34.7	0.2	0.3	157	7.2	2.2	10.1	3.6	1.6	0.25	44.7	-
	20	16.8	0.31	0.79	178	8.1	2.9	11	4.4	1.5	0.18	53	-
	21	28	0.13	1.1	89	6.6	2.1	6	4.3	1.3	0.6	22	-
	22	13.8	0.11	0.6	132	5.2	1.6	7.4	2.38	1.73	0.06	27	-
	23	15.9	0.14	0.8	163	6.1	2.1	5.4	2.64	1.58	0.21	27.8	-
	24	17.2	0.16	0.9	158	5.6	2	6.7	3.24	2.21	0.19	28.4	-
	25	13.0	0.11	0.7	143	4.4	1.9	5.3	2.85	0.85	0.14	23.4	-
	26	13.2	0.15	0.4	119	5.0	1.4	5.6	2.51	1.33	0.13	28.1	-
	27	15.1	0.17	0.5	106	4.7	1.4	8.3	2.70	2.76	0.20	24.6	-
	28	14.3	0.11	0.7	182	6.0	1.5	6.6	2.23	1.67	0.14	24.2	-
	29	18.6	0.14	0.8	294	8.7	1.7	8.4	2.28	1.99	0.27	39.0	-
	30	29.5	0.17	1.1	650	16.0	2.1	9.3	2.71	2.06	0.64	53.1	-
	元	23.3	0.12	1.2	630	14.8	2.0	4.5	1.94	2.18	0.70	42.4	-
	2	22.8	0.14	0.5	494	12.4	1.3	4.9	2.30	2.36	0.58	43.6	-
	3	19.7	0.10	0.9	491	12.1	1.5	4.1	1.55	1.71	0.46	37.6	-
	4	25.9	0.08	0.6	496	10.8	0.9	3.3	1.43	1.65	0.35	25.5	-

玉川総合測定室

項目単位	浮遊粒子状物質 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	カドミウム (ng/m^3)	クロム (ng/m^3)	鉄 (ng/m^3)	マンガン (ng/m^3)	ニッケル (ng/m^3)	鉛 (ng/m^3)	硫酸イオン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	硝酸イオン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化物イオン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	亜鉛 (ng/m^3)	銅 (ng/m^3)	バナジウム (ng/m^3)	
昭和	49	172	15	15	3200	69	35	540	-	-	-	-	170	-
	50	101	9	21	2300	79	25	260	-	-	-	-	220	8
	51	122	8	23	2500	86	18	420	12	8.9	-	-	270	11
	52	119	8	19	2460	94	24	330	12.3	8.2	-	-	277	24
	53	74	11	11	1390	47	32	218	11.6	6.3	-	-	182	20
	54	35	1.8	4.3	301	25	7	71	20.6	4.1	-	-	23	5
	55	39	2	6	204	22	11	66	7.4	3.2	-	-	44	5
	56	38	2	2	191	4	24	99	6	6.2	-	-	31	8
	57	49	3.1	3.5	232	18.1	10.4	76	3	5.8	-	-	33	4.5
	58	41	2.8	2.2	204	31.4	20.8	123	4	5.2	-	-	72	9.7
	59	35	2	4	184	27.9	6	43	6.1	3.6	-	-	41	7.6
	60	34	1.4	1	150	21	8	52	4.8	5.5	-	-	37	3
	61	39	1.6	2.4	192	16.2	4.9	51	4.6	3.9	-	-	38	4
	62	45	1	5	190	22	4	75	3.4	2.9	-	-	51	3
	63	44	2.5	7	249	19	4	55	4.6	3.6	-	-	38	4
平成	元	44	2	6	224	14	5	61	3.1	3.5	-	-	42	5
	2	42	2	4	194	17	6	42	3.8	4.2	-	-	38	4
	3	43	2	3	209	15	3	52	5	4.6	-	-	35	3.7
	4	34	1	2	177	10	4	41	3.8	3.4	-	-	38	3
	5	43	1	2	165	9	6	47	3.5	4.2	-	-	30	2
	6	41	2	2	153	10	5	69	5.3	4.8	-	-	33	2
	7	36	1	1	212	7	5	52	13.6	3.3	-	-	30	2
	8	36	1.4	2	174	5.1	5.2	42	5.3	3.3	1.4	94.0	-	-
	9	33	1.3	1.3	121	6.7	3.8	33	2.7	2.6	1.9	92.0	-	-
	10	71	1.1	2.5	158	8.8	8.6	40	3.5	3.7	1.3	104.0	-	-
	11	69	0.7	0.7	111	5.9	3.7	25	4	3.5	1.0	71.0	-	-
	12	107	0.5	1.8	147	5.2	4	17	4	3	0.8	48.0	-	-
	13	52	0.5	1.7	90	4	5.4	16	2.8	2.3	0.6	59.0	-	-
	14	28.5	0.4	1.5	297	12.2	3.6	19.5	2.5	2.8	0.6	51.1	-	-
	15	37.9	0.3	1	222	8.6	4.8	13.7	3.8	3.6	1.1	52.5	-	-
	16	38.8	0.2	1.1	114.1	5.8	2.3	6.3	0.7	2.7	6.1	32.9	-	-

* < の値は定量下限値を示す。

* 平均値の算出では、定量下限値未満の値は下限値の1/2とした。

* 玉川総合測定室は、平成17年4月以降測定中止。

. 水 質

1 . 河川水質定期調査 測定結果(令和4年度)

野 川

野川・神明橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	9:35	0.200	晴	17.7	17.4	無色	無臭	>100	7.9	10.7	0.8	1.5	3	3.22	0.036	0.03	0.03	0.036	268
R4.6.2	9:30	0.176	晴	24.8	22.9	無色	微川藻臭	>100	8.0	11.5	1.6	2.0	3	2.90	0.031	0.03	0.06	0.014	254
R4.9.15	10:05	0.171	曇	25.1	22.8	淡黄色	無臭	>100	8.0	9.4	1.1	2.1	4	3.31	0.073	<0.02	0.05	0.064	269
R4.11.10	9:50	0.300	晴	17.0	15.6	無色	無臭	>100	7.9	11.5	0.7	1.1	2	4.52	0.022	0.02	<0.01	0.013	221
R5.2.2	9:35	0.140	晴	7.0	6.9	無色	微川藻臭	>100	7.8	13.1	0.6	1.2	3	3.37	0.013	0.02	0.02	0.005	287
平均値	-	0.197	-	18.3	17.1	-	-	-	7.9	11.2	1.0	1.6	3	3.46	0.035	0.02	0.03	0.026	260

野川・天神森橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	9:35	0.243	晴	17.9	17.3	無色	無臭	>100	8.0	10.3	0.6	1.7	1	2.42	0.020	0.02	0.01	0.013	265
R4.6.2	9:30	0.220	晴	24.8	25.0	無色	無臭	>100	8.1	9.1	1.4	2.0	2	2.19	0.030	0.03	0.04	0.020	256
R4.9.15	9:55	0.200	曇	23.7	23.6	無色	無臭	>100	8.1	9.0	1.4	2.1	5	2.75	0.061	<0.02	0.04	0.053	273
R4.11.10	9:45	0.330	晴	19.3	16.3	無色	無臭	>100	8.0	11.3	0.5	1.1	1	4.36	0.020	0.02	<0.01	0.016	222
R5.2.2	9:35	0.146	晴	6.8	6.8	無色	無臭	>100	8.1	14.4	<0.5	1.2	1	2.90	0.011	0.02	<0.01	0.003	282
平均値	-	0.228	-	18.5	17.8	-	-	-	8.1	10.8	0.9	1.6	2	2.92	0.028	0.02	0.02	0.021	260

野川・兵庫橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	9:00	0.742	晴	16.7	16.9	無色	微川藻臭	>100	8.0	10.0	2.1	3.5	4	6.13	0.064	0.04	0.51	0.040	280
R4.6.2	9:30	0.723	晴	23.8	23.4	無色	微川藻臭	>100	8.1	10.7	2.3	4.0	7	5.68	0.069	0.04	0.25	0.035	283
R4.9.15	9:35	0.595	曇	25.2	23.4	無色	無臭	>100	8.0	8.4	1.4	3.8	8	5.83	0.107	<0.02	0.04	0.078	328
R4.11.10	9:30	0.786	晴	16.2	18.5	淡茶色	無臭	50	7.9	10.5	1.1	2.8	11	6.80	0.070	0.04	0.05	0.032	286
R5.2.2	9:10	0.452	晴	5.1	7.8	無色	微川藻臭	80	8.0	12.2	0.8	3.8	3	7.63	0.061	0.06	0.04	0.034	334
平均値	-	0.660	-	17.4	18.0	-	-	-	8.0	10.4	1.5	3.6	7	6.41	0.074	0.04	0.18	0.044	302

仙 川

仙川・大川橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	9:00	0.411	晴	16.5	19.2	無色	微下水臭	>100	7.8	8.9	5.9	8.8	3	8.63	0.107	0.05	3.31	0.063	322
R4.6.2	9:00	0.402	晴	24.6	22.8	無色	微川藻臭	>100	7.8	7.3	5.2	6.3	2	8.27	0.086	0.05	2.03	0.040	317
R4.9.15	9:20	0.270	曇	25.6	24.5	無色	微下水臭	>100	7.8	6.5	4.6	5.6	5	8.86	0.166	<0.02	0.91	0.105	384
R4.11.10	9:00	0.398	晴	15.5	19.7	淡黄色	微下水臭	>100	7.6	8.4	2.3	5.7	3	8.63	0.125	0.05	0.50	0.043	350
R5.2.2	9:00	0.323	晴	5.8	13.8	淡黄色	微下水臭	>100	7.5	10.0	1.9	6.4	3	8.40	0.091	0.07	0.46	0.054	369
平均値	-	0.361	-	17.6	20.0	-	-	-	7.7	8.2	4.0	6.6	3	8.56	0.115	0.05	1.44	0.061	348

仙川・清水橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	10:30	0.445	晴	19.1	18.8	無色	微下水臭	>100	7.9	10.0	4.7	4.9	3	8.38	0.093	0.04	1.48	0.060	302
R4.6.2	10:55	0.441	晴	26.5	23.4	無色	微川藻臭	>100	7.9	9.7	3.0	4.9	3	8.13	0.079	0.05	0.53	0.043	300
R4.9.15	11:10	0.358	曇	28.0	23.4	淡黄色	微下水臭	>100	8.0	9.0	2.0	5.2	7	7.49	0.132	<0.02	0.12	0.097	352
R4.11.10	11:00	0.411	晴	20.6	17.9	淡黄色	微下水臭	>100	7.9	10.6	1.2	4.1	6	9.16	0.087	0.06	0.10	0.056	330
R5.2.2	10:45	0.371	晴	8.7	9.8	淡黄色	微下水臭	75	7.9	12.1	1.5	5.2	5	9.26	0.088	0.07	0.23	0.047	357
平均値	-	0.405	-	20.6	18.7	-	-	-	7.9	10.3	2.5	4.9	5	8.48	0.096	0.05	0.49	0.061	328

仙川・鎌田橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	10:00	0.487	晴	18.5	17.8	無色	微川藻臭	>100	7.9	10.5	4.7	4.7	4	8.41	0.088	0.05	1.24	0.062	297
R4.6.2	10:30	0.511	晴	26.2	22.4	無色	微川藻臭	>100	8.0	11.0	3.6	4.7	4	7.51	0.080	0.05	0.53	0.045	298
R4.9.15	10:40	0.379	曇	25.6	23.1	淡黄色	微下水臭	>100	8.1	9.9	2.9	4.7	7	7.63	0.146	<0.02	0.11	0.102	349
R4.11.10	10:30	0.418	晴	19.7	17.7	淡黄色	微川藻臭	83	8.0	11.1	1.3	4.2	8	8.84	0.095	0.07	0.12	0.061	332
R5.2.2	10:15	0.273	晴	7.7	9.4	淡黄色	微下水臭	85	8.0	12.7	1.1	4.9	4	9.48	0.081	0.07	0.15	0.045	353
平均値	-	0.414	-	19.5	18.1	-	-	-	8.0	11.0	2.7	4.6	5	8.37	0.098	0.05	0.43	0.063	326

丸子川 丸子川・根河原橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	10:00	0.015	晴	18.5	19.6	無色	無臭	>100	8.0	9.1	<0.5	1.4	3	4.11	0.011	0.03	0.03	0.006	244
R4.6.2	9:55	0.007	晴	24.5	21.7	無色	無臭	>100	8.0	9.7	0.9	2.4	7	3.99	0.019	0.03	0.03	0.010	229
R4.9.15	10:20	0.006	曇	25.5	22.7	無色	無臭	>100	8.1	9.1	0.9	1.6	3	4.33	0.053	<0.02	0.05	0.039	257
R4.11.10	10:15	0.010	晴	20.1	18.1	無色	無臭	>100	8.0	9.9	<0.5	1.2	3	4.08	0.014	<0.02	<0.01	0.007	222
R5.2.2	10:00	0.004	晴	7.1	6.8	無色	無臭	>100	8.0	11.7	<0.5	1.3	2	4.68	0.010	0.03	<0.01	0.005	224
平均値	-	0.008	-	19.1	17.8	-	-	-	8.0	9.9	0.7	1.6	4	4.24	0.021	0.03	0.03	0.013	235

丸子川・天神橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	11:05	0.080	晴	19.4	18.5	無色	無臭	>100	8.1	13.5	0.7	1.4	<1	3.37	0.016	0.04	<0.01	0.010	230
R4.6.2	12:00	0.064	晴	26.8	24.3	無色	微川藻臭	>100	8.2	13.6	1.1	1.9	1	3.34	0.025	0.03	0.03	0.013	224
R4.9.15	11:55	0.020	曇	25.2	23.8	無色	微川藻臭	>100	8.5	12.0	0.7	1.3	<1	3.14	0.016	<0.02	<0.01	0.013	251
R4.11.10	12:05	0.037	晴	20.3	18.2	無色	無臭	>100	8.2	12.7	<0.5	1.4	<1	3.34	0.024	<0.02	<0.01	0.011	234
R5.2.2	11:25	0.014	晴	8.6	6.4	無色	微川藻臭	>100	8.6	17.4	1.0	1.8	1	3.15	0.014	0.03	<0.01	<0.003	248
平均値	-	0.043	-	20.1	18.2	-	-	-	8.3	13.8	0.8	1.6	1	3.27	0.019	0.03	0.01	0.010	237

丸子川・尾山橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	10:45	0.021	晴	19.3	18.4	無色	無臭	>100	8.0	10.4	1.0	1.9	3	2.86	0.029	0.03	0.07	0.017	266
R4.6.2	11:40	0.027	晴	26.5	23.5	無色	無臭	>100	8.1	8.8	1.4	2.5	3	2.74	0.059	0.03	0.08	0.041	260
R4.9.15	11:35	0.015	曇	26.7	23.7	無色	微川藻臭	>100	8.1	10.1	0.8	2.2	2	2.23	0.034	<0.02	0.08	0.023	303
R4.11.10	11:45	0.028	晴	20.0	18.1	無色	微下水臭	72	8.1	10.1	0.7	2.7	12	2.81	0.039	<0.02	0.02	0.015	308
R5.2.2	11:05	0.012	晴	7.7	7.9	無色	微川藻臭	>100	7.8	12.8	2.1	3.7	2	4.63	0.053	0.03	0.04	0.017	292
平均値	-	0.021	-	20.0	18.3	-	-	-	8.0	10.4	1.2	2.6	4	3.05	0.043	0.03	0.06	0.023	286

谷戸川 谷戸川・山野小学校脇

日時+A3.T10	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	11:05	0.012	晴	19.5	15.8	無色	無臭	>100	7.6	7.7	2.4	2.5	6	4.82	0.054	0.06	0.11	0.024	219
R4.6.2	11:35	0.001	晴	26.5	19.6	無色	微下水臭	>100	7.9	7.6	2.9	2.5	2	4.23	0.064	0.05	0.07	0.033	219
R4.9.15	11:50	0.001	曇	26.9	23.5	淡黄色	無臭	61	8.0	6.9	2.1	3.7	14	3.10	0.097	<0.02	0.17	0.051	241
R4.11.10	11:30	0.001	晴	18.7	17.3	淡黄色	無臭	74	7.6	8.1	0.7	2.5	8	1.69	0.111	0.03	0.20	0.075	212
R5.2.2	11:20	0.001	晴	9.6	9.6	中黄色	微薬品臭	60	7.5	8.2	2.6	3.1	12	1.93	0.196	0.04	0.67	0.158	225
平均値	-	0.003	-	20.2	17.2	-	-	-	7.7	7.7	2.1	2.9	8	3.15	0.104	0.04	0.24	0.068	223

谷戸川・浄化施設出口

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	9:00	0.024	晴	16.6	14.8	無色	無臭	>100	7.8	9.8	<0.5	0.9	<1	3.67	0.014	0.03	<0.01	0.012	224
R4.6.2	9:00	0.010	晴	22.8	19.4	無色	無臭	>100	7.8	8.8	0.9	1.6	3	3.52	0.034	0.03	0.01	0.018	227
R4.9.15	9:00	0.014	曇	23.5	23.2	無色	無臭	>100	7.9	8.0	0.7	1.5	1	3.14	0.042	<0.02	<0.01	0.037	258
R4.11.10	9:00	0.012	晴	18.1	16.2	無色	無臭	>100	7.5	9.3	<0.5	1.4	<1	2.85	0.058	<0.02	<0.01	0.057	260
R5.2.2	9:00	0.015	晴	5.6	6.8	無色	無臭	>100	7.6	11.8	<0.5	1.4	<1	2.50	0.024	0.03	<0.01	0.014	270
平均値	-	0.015	-	17.3	16.1	-	-	-	7.7	9.5	0.6	1.4	1	3.14	0.034	0.03	0.01	0.028	248

谷戸川・紅葉橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	10:20	0.068	晴	19.3	17.2	無色	無臭	>100	8.0	10.0	0.5	1.2	1	3.23	0.014	0.03	0.02	0.010	225
R4.6.2	10:15	0.031	晴	23.4	21.0	無色	無臭	>100	8.0	9.8	1.0	1.4	1	2.92	0.018	0.03	0.03	0.011	221
R4.9.15	10:35	0.016	曇	22.1	22.4	無色	無臭	>100	8.1	8.8	0.8	1.4	1	2.62	0.019	<0.02	<0.01	0.019	255
R4.11.10	10:30	0.010	晴	20.3	17.3	無色	無臭	62	8.0	10.6	<0.5	1.4	7	2.95	0.024	0.02	0.04	0.012	238
R5.2.2	10:20	0.017	晴	7.5	6.7	無色	無臭	>100	7.9	12.3	1.4	1.3	<1	2.61	0.010	0.02	<0.01	0.004	258
平均値	-	0.028	-	18.5	16.9	-	-	-	8.0	10.3	0.8	1.3	2	2.87	0.017	0.02	0.02	0.011	239

谷沢川
谷沢川・櫻橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	11:05	0.034	晴	19.6	15.9	無色	無臭	78	7.8	7.2	5.0	5.8	8	2.46	0.037	0.09	0.05	0.015	312
R4.6.2	10:45	0.125	晴	26.6	21.8	無色	無臭	>100	8.0	9.7	2.7	4.0	4	6.88	0.083	0.06	0.26	0.053	299
R4.9.15	11:05	0.002	曇	23.6	23.4	無色	無臭	>100	8.2	9.0	1.4	1.8	2	2.56	0.058	<0.02	<0.01	0.049	350
R4.11.10	11:00	0.013	晴	21.1	18.9	中黄色	微下水臭	82	8.2	9.9	1.3	2.7	4	2.35	0.075	<0.02	0.24	0.063	305
R5.2.2	10:50	0.121	晴	8.7	9.4	淡黄色	微下水臭	85	7.7	12.8	0.7	4.7	4	9.29	0.083	0.06	0.11	0.049	353
平均値	-	0.059	-	19.9	17.9	-	-	-	8.0	9.7	2.2	3.8	4	4.71	0.067	0.05	0.13	0.046	324

谷沢川・等々力溪谷内

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	11:20	0.046	晴	19.8	15.8	無色	無臭	>100	8.1	12.0	0.9	1.8	1	2.07	0.018	0.02	<0.01	0.013	260
R4.6.2	12:10	0.118	晴	27.3	20.3	淡黄色	微川藻臭	55	8.1	9.3	1.5	4.4	14	1.63	0.083	0.03	0.02	0.047	261
R4.9.15	12:10	0.020	曇	27.4	22.6	無色	無臭	>100	8.1	9.3	0.8	1.8	<1	1.59	0.026	<0.02	<0.01	0.021	305
R4.11.10	12:20	0.046	晴	20.2	17.9	無色	無臭	>100	8.0	10.1	<0.5	1.8	2	2.34	0.020	<0.02	0.01	0.013	247
R5.2.2	11:45	0.017	晴	9.2	7.6	無色	微川藻臭	>100	8.3	13.8	0.7	2.2	<1	3.14	0.015	0.03	<0.01	0.006	283
平均値	-	0.049	-	20.8	16.8	-	-	-	8.1	10.9	0.9	2.4	4	2.15	0.032	0.02	0.01	0.020	271

谷沢川・多摩川合流点前

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	9:45	0.085	晴	18.3	17.1	無色	微川藻臭	>100	8.0	12.2	1.2	1.4	2	3.64	0.017	0.03	0.02	0.006	230
R4.6.2	11:00	0.051	晴	26.3	24.3	無色	微川藻臭	>100	8.2	11.8	1.3	1.7	1	3.43	0.025	0.08	0.02	0.011	226
R4.9.15	10:40	0.052	曇	26.2	23.5	無色	微川藻臭	>100	8.3	10.8	0.9	1.4	<1	3.11	0.014	<0.02	<0.01	0.010	256
R4.11.10	11:00	0.047	晴	20.2	18.7	無色	無臭	>100	8.9	14.4	<0.5	1.5	<1	3.33	0.017	<0.02	<0.01	0.009	232
R5.2.2	9:55	0.071	晴	7.4	6.4	無色	微川藻臭	>100	8.6	16.2	0.6	1.7	2	3.36	0.011	0.03	<0.01	<0.003	251
平均値	-	0.061	-	19.7	18.0	-	-	-	8.4	13.1	0.9	1.5	1	3.37	0.017	0.04	0.01	0.008	239

多摩川

多摩川・丸子橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 ()	水温 ()	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R4.4.21	10:15	-	晴	18.4	17.2	無色	無臭	>100	7.9	10.9	1.2	2.9	4	3.88	0.303	0.05	0.04	0.283	281
R4.6.2	11:30	-	晴	26.2	23.6	無色	微川藻臭	>100	8.1	9.8	1.2	2.6	4	3.42	0.285	0.04	0.03	0.274	289
R4.9.15	10:55	-	曇	27.4	25.0	無色	無臭	>100	8.1	8.8	1.3	3.3	5	3.66	0.268	<0.02	0.01	0.252	338
R4.11.10	11:30	-	晴	20.0	18.9	無色	微川藻臭	>100	8.1	11.6	0.6	2.7	3	4.68	0.348	0.04	<0.01	0.293	295
R5.2.2	10:35	-	晴	7.7	8.1	無色	微川藻臭	>100	8.0	11.8	1.0	3.2	5	5.19	0.240	0.05	0.02	0.220	370
平均値	-	-	-	19.9	18.6	-	-	-	8.0	10.6	1.1	2.9	4	4.17	0.289	0.04	0.02	0.264	315

河川水質調査の調査項目

pH：水素イオン濃度

水の酸性、アルカリ性を示す指標。pH 7 が中性。7 を超えるものはアルカリ性。7 未満は酸性。6 ~ 8 が望ましい。

DO：溶存酸素

水中に溶けている酸素の量。水生生物にとっては生存にかかわる重要な要素。魚類は最低 5 mg / L 以上あることが望ましい。

BOD：生物化学的酸素要求量

水中の汚れを分解して無害のものにするために好気性微生物が必要とする酸素の量。川の汚れを表す代表的な指標。この値が高いほど川は汚れている。5 mg / L 以下が望ましい。

COD：化学的酸素要求量

水中の汚れを化学的に酸化して無害なものにするために必要な酸素量。5 mg / L 以下が望ましい。

SS：浮遊物質

水中に浮遊している不溶性の物質。水の濁りの原因となる。川底に堆積すると生物に悪い影響を及ぼす。

T-N：全窒素

無機態窒素と有機態窒素の総量。無機態窒素にはアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素など

があり、有機態窒素にはアミノ酸、蛋白質、核酸等がある。有機態窒素は生物の作用を受けてアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素へと変化する。

T-P：全りん

りん酸、ポリりん酸、生物中のりん等、様々な形態で水中に存在するりん化合物に含まれるりんの総量。りんと窒素は富栄養化の原因となる。

M B A S：メチレンブルー活性物質

水中に溶けこんだ合成洗剤（陰イオン界面活性剤）の量。洗濯排水が混入していることを示す。

N H 4 - N：アンモニア性窒素

アンモニウムイオンとして水に溶けている窒素量。生活排水、し尿処理水、下水処理水に多量に含まれる。

P O 4 - P：りん酸性りん

水中にりん酸イオンとして溶けているりんの量。水生生物の増殖が進む富栄養化の原因のひとつ。生活排水などが主な供給源。

E C：電気伝導率

水に溶けているイオンの量を示す。この値が低いほど溶存イオンが少なく、水がきれいだという指標になる。

2. 河川生物調査

魚類調査結果の概要(経年変化)

仙川・谷沢川

調査方法：投網・手網
単 位：個体/地点

(2) 魚類調査結果の概要(経年変化)

仙川・谷沢川

調査方法：投網・手網
単 位：個体/地点

種 名	調査年月	仙川 大川橋 No.3													谷沢川 等々力溪谷内 No.5												
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
1 ニホンウナギ																											
2 コイ		1		20	5	3	5	5				2	4	10													
3 ゲンゴロウブナ																											
4 ギンブナ		2		3																							
5 キンギョ																											
6 フナ属																											
7 タイリクバラタナゴ																											
8 オイカワ																			1					1			
9 カワムツ																											
10 アブラハヤ																											
11 マルタ																											
12 ウグイ																											
13 ウグイ属																											
14 モツゴ		75	5	4	6	5	1	14	8	2				2						2							
15 タモロコ		20	2	14	1		2	15	15				2			1	1			1							
16 カマツカ																											
17 ニゴイ																											
18 スゴモロコ類																											
19 ドジョウ					2	1							1		4	3	4	2	4	7	1	3	12	7	19		
20 ヒガシシマドジョウ																											
21 ナマズ																											
22 アユ																											
23 ミナミメダカ		10	38	11	12	8	10	44		106	9	15	47											1			
24 スズキ																											
25 コクチバス																											
26 ボラ																											
27 スミウキゴリ															2	9	5	1	1	10	16	6	49	28	14	14	
28 ウキゴリ																								1	1		
29 マハゼ																											
30 トウヨシノボリ																			1	1			1		1		
31 ヨシノボリ属																											
32 スマチチブ																											
33 カムルチー																											
種 類 数		5	3	5	5	4	4	4	2	2	2	3	3	1	4	3	2	2	5	4	2	2	3	4	5		

野川

調査方法：投網・手網
単 位：個体/地点

種 名	調査年月	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R4
1 ニホンウナギ																									11
2 コイ		10	5	8	15	18	2	11		3	6	5	4	2	5	23	18	9	8	2	4		1	1	
3 ゲンゴロウブナ																			1						
4 ギンブナ		20	15	24	18	10	15	21						14	20	34	20	6	4	8	5			2	
5 キンギョ														1											
6 フナ属															4										2
7 タイリクバラタナゴ																				3					
8 オイカワ		30	31	44	66	42	5	22	10	16	59	48	26	30	45	24	125	104	88	27	46	31	18	21	22
9 カワムツ																									
10 ナマムツ										2															2
11 アブラハヤ																									2
12 マルタ									2	16	11	2		15	10	12	15	7			44	10	85	46	
13 ウグイ														2											
14 ウグイ属					8															3	19				47
15 モツゴ		60	26	26	38	10	2	9		11	7	3	41	60	120	21	48	52	16	2	1			2	2
16 タモロコ		11		16	9		5	28	34	2	7	12	26	26	30	2	22	18	9	1	8		1	1	
17 カマツカ											2	7	4	6	12	2	4	3	2		2				2
18 ニゴイ			1									1		3		7									
19 スゴモロコ類								1			17	20	1	4	6			16	9			6	1		2
20 ドジョウ					1	1	1						1			1		2	5	3	1		1	1	1
21 ヒガシシマドジョウ							2	1	2	5	7	18	4					2		2		9	1	4	9
22 ナマズ				1	1			1		1	1	5	1						1						
23 アユ					8					1	1					4	2	28	20	12	6	8	3	3	3
24 ボラ																								6	
25 ミナミメダカ		15	21	16	5	14	19	10			9	4		20	10		4	7	7		6		1	15	5
26 スズキ															4		6				1		2		
27 オオクチバス																									
28 コクチバス												1			12	6	3	9		1	1	5	1	1	4
29 ボラ														1			1								
30 スミウキゴリ			23	6	3	1	1	9	2	9	9	5				21	10	10		8	8	2	35	11	
31 ウキゴリ												1		3	2	1	2	4	2	3	4	1		5	6
32 マハゼ														2			1	2						1	
33 トウヨシノボリ		1		2	2	2								2	1			7				1			
34 カワヨシノボリ											1		8												
35 ヨシノボリ属																		3	1						
36 スマチチブ																	3				3	1			8
37 カムルチー			1																1						
種 類 数		7	8	10	12	8	8	10	6	9	15	14	9	17	16	12	18	19	16	13	17	9	11	16	11
合計個体数		147	123	144	174	98	51	113	51	65	142	135	115	203	280	152	334	269	162	82	159	52	153	120	116

注1) 太字は今回調査結果を示す。
注2) ヒメダカはミナミメダカに含めた。

丸子川・谷戸川

調査方法：投網・手網
単 位：個体/地点

付着藻類調査結果の概要(令和4年度)

地点番号		1	2	3	4	5	6
河川名		野川		仙川	丸子川	谷沢川	丸子川
地点名		神明橋	兵庫橋	大川橋	谷戸川合流点	等々力溪谷内	西根橋
種類数		38	37	11	29	33	19
汚濁階級指数ごとの種類数	4(ps)	6	4	2	2	4	4
	3(m)	2	3	1	1	1	1
	2(m)	3	4	1	2	3	0
	1(os)	5	7	1	1	4	1
	指数なし	22	19	6	22	21	13
汚濁指数(サブロピ指数)		2.9	1.4	1.9	2.6	2.0	3.7
細胞数合計(細胞/cm ²)		3,972	7,746	74	2,652	5,680	1,626
沈殿量(mL/75cm ² 、珪藻以外も含む)		0.4	0.6	0.2	0.6	1.6	0.4
主要種	<i>Melosira varians</i>	1				○	
	<i>Staurosirella pinnata</i>			○			
	<i>Synedra rumpens var. Familiaris</i>						
	<i>Ulnaria pseudogai lonii</i>		○				
	<i>Eunotia minor</i>						
	<i>Amphora pediculus</i>						
	<i>Gomphonema lagenula</i>						
	<i>Gomphonema parvulum</i>	4					
	<i>Gomphonema pumilum</i>						
	<i>Navicula confervacea</i>						
	<i>Navicula cryptotenella</i>					○	○
	<i>Rhoicosphenia abbreviata</i>						
	<i>Achnanthydium convergens</i>	1		○			
	<i>Achnanthydium subhudsonis</i>						
	<i>Cocconeis placentula</i>	1					
<i>Nitzschia amphibia</i>	3						
<i>Nitzschia palea</i>	4						
<i>Nitzschia sinuata var. Delognei</i>							

主要種：確認細胞数の多い上位5種

：第1位 ：第2位 ：第3位 ：第4位 ：第5位

3. 多摩川水域における類型指定状況

(世田谷区内を流れる河川を網掛け表示)

河川名		類型	達成期間	河川名		類型	達成期間
本川	和田橋から上流	A A	イ	支川	日原川、秋川	A A	イ
	和田橋～拝島橋	A	ハ		平井川	A A	イ
	拝島橋より下流	B	イ		北秋川、養沢川	A A	イ
			谷地川、南浅川		A	イ	
			残堀川		A	イ	
			浅川上流(さいかち堰から上流)、城山川、湯殿川		A	イ	
			浅川下流(さいかち堰から下流)、程久保川		A	イ	
			案内川		A	イ	
			川口川		A	イ	
			大栗川		A	イ	
			三沢川(神奈川県境から上流)		C	イ	
			野川		D	イ	
			仙川		D	イ	

(平成13年3月 環境省告示第17号)

(注)

1. 類型とは河川に係る環境基準指定類型をいう。

2. 「イ」は直ちに達成。

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成。

「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(平成30年 東京都告示第463号)

. 参考資料

1. 騒音・振動

工場・指定作業場に関する主な規制基準

騒音（敷地境界）の規制基準（単位：dB）〔都環境確保条例第68条、別表第7-5〕

区域	該当地域	時間の区分	基準値	特別基準
A：第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	8時～19時	45	B・C区域内の学校・保育所・病院・図書館等の 周囲50m以内の地域 各欄から5dB減じた値
		19時～翌8時	40	
B：第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 第1特別地域	8時～19時	50	
		19時～翌8時	45	
C：第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 第1特別地域を除く	6時～8時	55	
		8時～20時	60	
		20時～23時	55	
		23時～翌6時	50	

（第1特別地域とはAに接するCのうち周囲30m以内の地域）

振動（敷地境界）の規制基準（単位：dB）〔都環境確保条例第68条、別表第7-6〕

区域	該当地域	時間の区分	基準値	特別基準
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	8時～19時	60	学校・保育所・病院・図書館等の周囲50m以内の地域
		19時～翌8時	55	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	8時～20時	65	各欄から5dB減じた値
		20時～翌8時	60	

特定建設作業に関する主な規制基準

騒音規制法第2条
振動規制法第2条

騒音（敷地境界）の規制基準（単位：dB）85

振動（敷地境界）の規制基準（単位：dB）75

日常生活に関する主な規制基準

騒音（敷地境界）の規制基準（単位：dB）〔都環境確保条例第136条、別表第13-1〕

区域	該当地域	時間の区分	基準値	特別基準
A：第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 都第1種文教地区	8時～19時	45	B・C区域内の学校・保育所・病院・図書館等の周囲50m以内の地域 各欄から5dB減じた値
		19時～翌8時	40	
B：第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	8時～19時	50	
		19時～翌8時	45	
C：第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	6時～8時	55	
		8時～20時	60	
		20時～23時	55	
		23時～翌6時	50	

振動（敷地境界）の規制基準（単位：dB）〔都環境確保条例第136条、別表第13-2〕

区域	該当地域	時間の区分	基準値	特別基準
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	8時～19時	60	学校・保育所・病院・図書館等の周囲50m以内の地域 各欄から5dB減じた値
		19時～翌8時	55	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	8時～20時	65	
		20時～翌8時	60	

自動車騒音に係る環境基準

平成 10. 9. 30 環境庁告示第 64 号
 平成 12. 3. 31 都告示第 420 号
 平成 24. 3. 30 世田谷区告示第 307 号

(単位：dB)

地域類 型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼 間 (6 時 ~ 22 時)	夜 間 (22 時 ~ 6 時)
A A	世田谷区該当せず		50 以下	40 以下
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
	準住居地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60 以下	50 以下
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼 間	夜 間
70dB 以下	65dB 以下
備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」(H10. 9. 30 環大企第 256 号大気保全局長通知)

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- ・ 2 車線を越える車線を有する道路 20 メートル

騒音規制法による自動車騒音の要請限度

昭 46. 6 .23 総・厚令第 3 号 改正：平 12.12.15 総理府令第 150 号
 昭 47. 5 . 1 都告示第 518 号 改正：平 12. 3 .15 都告示第 279 号
 平 15. 4 . 1 区告示第 214 号

(単位：dB)

区域の区分	該当用途地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	1 車線	65	55
		2 車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1 車線	65	55
		2 車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	1 車線 2 車線以上 近接区域	75	70

注：近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路は 20 メートルの範囲とする。

振動規制法による道路交通振動の要請限度

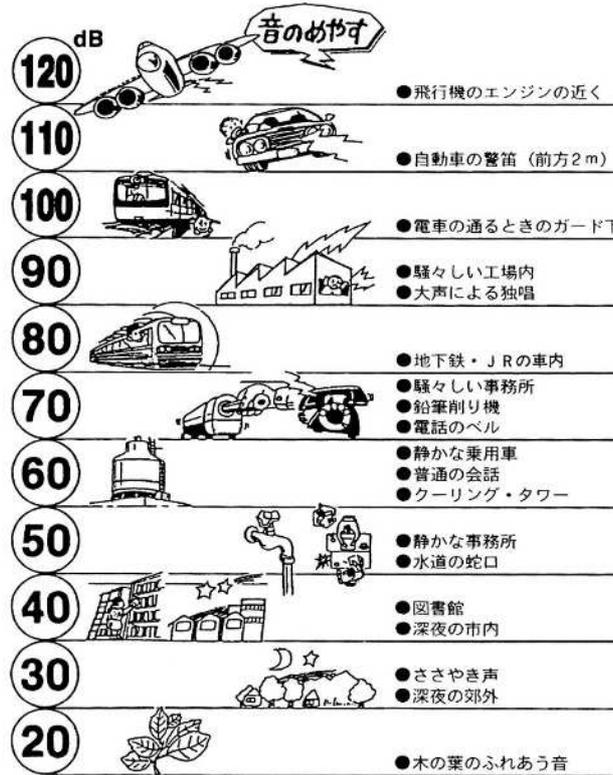
昭 51.11.10 総理府令第 58 号
 昭 52. 3 .30 都告示第 242 号
 平 15. 4 . 1 区告示第 218 号

(単位：dB)

区域の区分	該当用途地域	時間の区分		限度値
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域	昼間	8 時～19 時	65
		夜間	19 時～翌 8 時	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間	8 時～20 時	70
		夜間	20 時～翌 8 時	65

騒音のめやす・振動のめやす

騒音のめやす



振動のめやす



2. 大気汚染

環境基準

環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて定められていましたが、平成9年以降ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、平成21年に微小粒子状物質についても定められました。

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

ppm (parts per million)

容積比等を表す単位で、100万分の1を1ppmとといいます。1ppmとは、空气中1立方メートルに1立方センチメートル含まれることをいいます。

評価方法

環境基準の評価方法は、短期的評価と長期的評価があります。

二酸化硫黄(1)、一酸化炭素(1)、浮遊粒子状物質(1)、微小粒子状物質(3)については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素(2)については長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価が定められています。

一般に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われています。

短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

長期的評価

ア. 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価します。

ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価します。

イ. 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価します。

ウ. 微小粒子状物質の場合

1年平均値(長期基準)及び1日平均値(短期基準)の両方について長期的評価を行い、両方達成した場合に、環境基準を達成したものとする。1日の平均値は、年間の一日の平均値の低い方から98%に相当する値とする。

(ア、イとも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができない。ウは、年間の測定日が250日未満のものは評価することはできない。)

1 昭和48年6月12日付環大企143号「大気汚染に係る環境基準について」

2 昭和53年7月17日付環大企262号「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」

3 平成21年9月9日付環水大総発第090909001号「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」

3. 土壌汚染

土壌溶出量基準（単位：mg/L）

地下水等の汚染を経由して生じる健康影響の観点から定められた基準

〔都環境確保条例施行規則第56条、別表第12〕

番号	項目	基準値	番号	項目	基準値
1	カドミウム及びその化合物	0.003	13	1,2 - ジクロロエタン	0.004
2	シアン化合物	検出されないこと	14	1,1 - ジクロロエチレン	0.1
3	有機りん化合物	検出されないこと	15	1,2 - ジクロロエチレン	0.04
4	鉛及びその化合物	0.01	16	1,1,1 - トリクロロエタン	1
5	六価クロム化合物	0.05	17	1,1,2 - トリクロロエタン	0.006
6	砒素及びその化合物	0.01	18	1,3 - ジクロロプロペン	0.002
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 かつ検液中にアルキル水銀が検出されないこと	19	チウラム	0.006
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	20	シマジン	0.003
9	トリクロロエチレン	0.01	21	チオベンカルブ	0.02
10	テトラクロロエチレン	0.01	22	ベンゼン	0.01
11	ジクロロメタン	0.02	23	セレン及びその化合物	0.01
12	四塩化炭素	0.002	24	ほう素及びその化合物	1
			25	ふっ素及びその化合物	0.8
			26	塩化ビニルモノマー	0.002

土壌含有量基準（単位：mg/kg）

汚染された土壌の直接摂取による健康影響の観点から定められた基準

〔都環境確保条例施行規則第56条、別表第12〕

番号	項目	基準値	番号	項目	基準値
1	カドミウム及びその化合物	45	6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	15
2	シアン化合物	50(遊離シアン)	7	セレン及びその化合物	150
3	鉛及びその化合物	150	8	ほう素及びその化合物	4,000
4	六価クロム化合物	250	9	ふっ素及びその化合物	4,000
5	砒素及びその化合物	150			

4. 水質汚濁

人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
基準値	0.003mg / L 以下	検出されない こと	0.01mg / L 以下	0.05mg / L 以下	0.01mg / L 以下	0.0005mg / L 以下

項目	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2 - ジクロロエ タン	1,1 - ジクロロエ チレン
基準値	検出されない こと	検出されない こと	0.02mg / L 以下	0.002mg / L 以下	0.004mg / L 以下	0.1mg / L 以下

項目	シス - 1,2 - ジク ロロエチレン	1,1,1 - トリクロ ロエタン	1,1,2 - トリクロ ロエタン	トリクロロエチ レン	テトラクロロエ チレン	1,3 - ジクロロブ ロペン
基準値	0.04mg / L 以下	1 mg / L 以下	0.006mg / L 以下	0.01mg / L 以下	0.01mg / L 以下	0.002mg / L 以下

項目	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
基準値	0.006mg / L 以下	0.003mg / L 以下	0.02mg / L 以下	0.01mg / L 以下	0.01mg / L 以下	10mg / L 以下

項目	ふっ素	ほう素	1,4 - ジオキサン
基準値	0.8mg / L 以下	1 mg / L 以下	0.05mg / L 以下

要監視項目（公共用水域）

	項目名	指針値
1	クロロホルム	0.06 mg / L 以下
2	トランス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下
3	1,2 - ジクロロプロパン	0.06 mg / L 以下
4	p - ジクロロベンゼン	0.2 mg / L 以下
5	イソキサチオン	0.008 mg / L 以下
6	ダイアジノン	0.005 mg / L 以下
7	フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg / L 以下
8	イソプロチオラン	0.04 mg / L 以下
9	オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg / L 以下
10	クロロタロニル (T P N)	0.05 mg / L 以下
11	プロピザミド	0.008 mg / L 以下
12	E P N	0.006 mg / L 以下
13	ジクロロボス (D D V P)	0.008 mg / L 以下

	項目名	指針値
14	フェノバルブ (B P M C)	0.03 mg / L 以下
15	イプロベンホス (I B P)	0.008 mg / L 以下
16	クロルニトロフェン (C N P)	-
17	トルエン	0.6 mg / L 以下
18	キシレン	0.4 mg / L 以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg / L 以下
20	ニッケル	-
21	モリブデン	0.07 mg / L 以下
22	アンチモン	0.02 mg / L 以下
23	塩化ビニルモノマー	0.002 mg / L 以下
24	エピクロロヒドリン	0.0004mg / L 以下
25	全マンガン	0.2 mg / L 以下
26	ウラン	0.002 mg / L 以下

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 pH	生物化学的酸素要求量 BOD	浮遊物質 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	

（注）

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ・フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

5. 地下水汚染

地下水環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
基準値	0.003mg/L 以下	検出されないこと	0.01mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L 以下

項目	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン
基準値	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.004mg/L 以下

項目	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
基準値	0.1mg/L 以下	0.04mg/L 以下	1mg/L 以下	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下

項目	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
基準値	0.002mg/L 以下	0.006mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下

項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
基準値	10mg/L 以下	0.8mg/L 以下	1mg/L 以下	0.05mg/L 以下

1,2-ジクロロエチレンの基準値については、シス体の濃度とトランス体の濃度の和に対するものである。

世田谷区環境基本条例

平成6年9月21日
条例第35号

改正 平成7年11月15日条例第62号 平成11年12月10日条例第52号
平成12年10月2日条例第94号 平成15年6月24日条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 環境の保全等に関する施策の推進（第7条～第10条）

第3章 開発事業等に係る環境への配慮（第11条～第15条）

第4章 環境の保全等に関する施策等（第16条～第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

私たちのまち世田谷は、水と緑に恵まれた住宅都市として発展してきた。

このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、より豊かに将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかし、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で都市・生活型公害を発生させ、更に地球的規模での環境破壊をもたらしている。

今、私たちは、環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない都市づくり、暮らし、事業活動のあり方を考え、行動に移さなければならない。

そのためには、区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかなければならない。

ここに、「環境と共生する都市世田谷」を目指して、その基本となる考え方と進め方を示し、現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「保全等」という。）について、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

公害の防止

水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等

野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全

安全で暮らしやすい都市環境の整備

資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量

地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全

前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

2 区は、環境の保全等を図る上で区民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策にこれらの者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し、及び回復するため、その責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する施策の推進

(世田谷区環境基本計画)

第7条 区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

環境の保全等に関する目標

前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ世田谷区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(世田谷区環境行動指針)

第8条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針(以下「環境行動指針」という。)として策定しなければならない。

- 2 区長は、環境行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第9条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

- 2 区は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(世田谷区環境審議会)

第10条 区の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
環境基本計画に関すること。
次章に定める開発事業等に係る環境への配慮に関すること。
前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項
- 3 審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
一部改正〔平成7年条例62号、11年52号・12年94号・15年45号〕

第3章 開発事業等に係る環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第11条 区長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対し、当該開発事業等を実施する際の環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

- 2 区長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。
- 3 区長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について当該開発事業等に関係する区民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

第12条 区長は、前条第3項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

- 2 区長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第13条 前2条に定めるもののほか、区長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告及び公表)

第14条 区長は、開発事業者等が前3条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

- 2 区長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続きを経た上で、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境の保全等に関する施策等

(施策の評価)

第16条 区は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

- 2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

(調査及び研究の充実)

第17条 区は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全等に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

(環境学習の推進)

第18条 区は、区民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な支援に努めることにより、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(区民等の活動の促進)

第19条 区は、前条に定めるもののほか、区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国、東京都等との協力)

第20条 区は、環境の保全等を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、環境基本計画の策定に係る部分(審議会の設置に係る部分を含む。)は、同年1月1日から施行する。

附則(平成7年11月15日条例第62号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附則(平成11年12月10日条例第52号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附則(平成12年10月2日条例第94号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成15年6月24日条例第45号）
この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区環境美化等に関する条例

平成9年10月3日
条例第49号

改正 平成11年10月1日条例第39号 平成12年3月13日条例第34号
平成16年3月12日条例第11号 平成30年3月6日条例第24号

世田谷区環境美化等に関する条例
題名改正〔平成30年条例24号〕

(目的)

第1条 この条例は、まちの環境美化の推進及び喫煙による迷惑行為又は給餌による迷惑行為の防止（以下「環境美化等」という。）について区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに喫煙による迷惑行為の防止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）及び他人の所有し、占有し、又は管理する土地、建築物又は工作物をいう。
- (4) 指定喫煙場所 区民等が喫煙し、灰皿にたばこの吸い殻を入れる場所として区長が設置し、又は指定する場所をいう。
- (5) 空き缶等 食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (6) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- (7) 喫煙 たばこに火をつけ、その煙を発生させることをいう。
- (8) 喫煙による迷惑行為 喫煙をすることによりそのたばこの煙を他人に吸わせる行為又は喫煙に伴い、故意若しくは過失によりたばこの火を他人の身体若しくは所持するものに接触させる行為をいう。
- (9) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥（以下「野鳥」という。）に継続して餌を与える行為をいう。
- (10) 給餌による迷惑行為 給餌をすることにより、その餌を目当てとする野鳥を集散させ、当該野鳥による次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害（複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっているものをいう。）を生じさせる行為をいう。
 - ア 鳴き声その他の音
 - イ ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気
 - ウ 羽毛の飛散
 - エ 攻撃、威嚇及び破壊行為
- (11) 空き地 現に人の使用していない土地をいう。
- (12) 危険な状態 雑草（かん木を含む。以下同じ。）が繁茂したまま放置されているため、住民の健康を害し、犯罪又は火災を発生させる等生活環境を著しく損なうような状態をいう。

(区の責務)

第3条 区は、区民等、事業者等と一体となってまちの環境美化等に関する施策を行わなければならない。

2 区は、区民等、事業者等がまちの環境美化等について理解を深め、まちの環境美化等に係る行動を自主的に採ることができるよう、意識の啓発をしなければならない。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、次に定める行動その他のまちの環境美化を推進するための行動を自主的に採るよう努めなければならない。

(1) 屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等は、持ち帰り、又は適切な回収容器等に収納する。

(2) 自己の所有し、又は管理する犬(以下「飼い犬」という。)を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬のふんをその用具により適正に処理する。

2 区民は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他のまちの環境美化の推進について連帯して意識の醸成を図るよう努めるとともに、清掃活動に努めなければならない。

3 区民等は、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、給餌による迷惑行為を行うことのないよう努めなければならない。

4 区民等は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動に際して、法令等の手続に従った立看板等(立看板、はり紙その他これらに類するものをいう。)の設置その他の行為で、まちの環境美化に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、まちの環境美化に配慮するとともに、事業所周辺の環境美化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、事業者の所有し、又は占有する敷地(指定喫煙場所を除く。)内において、灰皿の撤去又は移設その他の環境の整備に努めなければならない。

3 空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者(以下「販売事業者等」という。)は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者への意識啓発及び回収容器の設置に努めなければならない。

4 事業者は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。

(空き地の所有者等の責務)

第6条 空き地の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、当該空き地の環境美化の推進に努めなければならない。

2 空き地の所有者等は、当該空き地を危険な状態にならないよう常に適正に管理しなければならない。

(喫煙者の責務)

第6条の2 何人も、屋外において喫煙する場合は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為を行わないよう配慮しなければならない。

2 何人も、屋外の公共の場所及び公開空地(日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。)において、歩行中(自転車乗車中を含む。)に喫煙をしないよう努めなければならない。

(指定喫煙場所の設置等)

第6条の3 区長は、指定喫煙場所を設置する場合は、公共の場所等にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、区長以外の者により設置された喫煙場所について、当該喫煙場所が前項の措置と同様の措置が講じられていると認める場合は、当該喫煙場所を指定喫煙場所として指定することができる。

(禁止行為)

第7条 何人も、みだりに公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。

2 何人も、道路及び公園(指定喫煙場所を除く。)においては、喫煙をしてはならない。

3 何人も、落書き(公共の場所等に設置される工作物等のみだりに塗料、墨等により汚損することをいう。)をしてはならない。

(環境美化推進地区)

第8条 区は、まちの環境美化の推進に関する施策を重点的に実施する必要がある、かつ、区民等及び事業者がまちの環境美化を推進するための活動に積極的に取り組んでいると認める地区を、環境美化推進地区(以下「推進地区」という。)として定めるものとする。

2 推進地区は、別に条例で定めるものとする。

(環境美化推進地区協力員)

第9条 区長は、まちの環境美化を推進するため、それぞれの推進地区について、その推進地区内の住民その他の区民等のうちから適当と認める者を環境美化推進地区協力員(以下「推進地区協力員」という。)として選定することができる。

2 推進地区協力員は、それぞれの推進地区内において、区と協力し、率先して啓発活動その他のまちの環境美化を推進するための活動を実施するものとする。

一部改正〔平成12年条例34号〕

(自主的な活動への支援)

第10条 区長は、啓発活動、清掃活動その他のまちの環境美化を推進するための自主的な活動を行う区民等又は事業者に対し、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

第11条 区長は、まちの環境美化の推進に貢献したと認める者に対し、表彰を行うことができる。

(指導及び勧告)

第12条 区長は、販売事業者等が空き缶等の散乱を防止するための消費者への意識啓発及び回収容器の設置をしていない場合において必要があると認めるときは、当該販売事業者等に対し、当該措置を講ずるよう指導し、及び期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告することができる。

2 区長は、空き地が危険な状態にあると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草を除去するよう指導し、及び期限を定めて、雑草を除去するよう勧告することができる。

(公表)

第13条 区長は、前条第1項の規定により回収容器の設置に係る勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(措置命令)

第14条 区長は、第12条第2項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて、雑草を除去することを命ずることができる。

(代執行)

第15条 区長は、前条の規定による措置命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、自ら当該空き地の雑草を除去し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。

(立入調査等)

第16条 区長は、第12条の規定による指導若しくは勧告、第14条の規定による措置命令又は前条の規定による代執行を行うため必要があると認めるときは、職員をして事業所又は空き地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(雑草の除去の委託)

第17条 空き地の所有者等は、自ら雑草を除去することができないときは、区長にこれを委託することができる。

(罰則)

第18条 推進地区内において、第7条第1項の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

第 19 条 この条例は、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、区民の生活環境の向上を図るために適用されるべきものであって、これを拡張して解釈してはならない。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の規定は第 8 条第 2 項に規定する推進地区を定める条例(以下「推進地区条例」という。)の施行の日から、第 18 条の規定は推進地区条例の施行の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(あき地の管理の適正化に関する条例の廃止)

2 あき地の管理の適正化に関する条例(昭和 45 年 10 月世田谷区条例第 40 号)は、廃止する。

(罰則の適用)

3 推進地区条例の施行の日後に新たに定められたそれぞれの推進地区内においては、第 18 条の規定は、当該推進地区の指定に係る推進地区条例を改正する条例の規定の施行の日から起算して 6 月を経過した日以後にした第 7 条第 1 項の規定に違反する行為について適用する。

追加〔平成 11 年条例 39 号〕

附 則(平成 11 年 10 月 1 日条例第 39 号)

この条例は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 13 日条例第 34 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 12 日条例第 11 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

(世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例の一部改正)

2 世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例(平成 11 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

本則中「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」を「世田谷区環境美化等に関する条例」に改める。

世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例

平成11年3月11日
条例第8号

改正 平成11年10月1日条例第40号 平成12年3月13日条例第35号
平成12年7月10日条例第84号

世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例(平成9年10月世田谷区条例第49号)第8条第2項の規定に基づき、環境美化推進地区を次のとおり定める。

名 称	区 域																						
下北沢駅周辺地区	1 北沢二丁目 2 代沢五丁目30番から32番まで 3 前2号に掲げる区域に接する道路	別図第1 のとおり																					
二子玉川駅周辺地区	1 玉川一丁目1番から13番まで 2 玉川二丁目15番から28番まで 3 玉川三丁目1番から17番まで、19番、20番及び24番から27番まで 4 玉川四丁目1番から9番まで 5 瀬田一丁目30番及び31番 6 瀬田二丁目32番 7 前各号に掲げる区域に接する道路 8 第2号に掲げる区域に接する鉄道用地 9 第7号に規定する道路(玉川二丁目26番及び28番に接するものに限る。)に接する丸子川に係る河川区域(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域をいう。以下同じ。) 10 玉川一丁目及び玉川三丁目の多摩川に係る河川区域(一般国道246号新二子橋から東側の区域に限る。)	別図第2 のとおり																					
三軒茶屋駅周辺地区	1 太子堂二丁目15番から19番まで、23番及び24番 2 太子堂四丁目1番、3番及び22番から28番まで 3 三軒茶屋一丁目35番から41番まで 4 三軒茶屋二丁目12番から16番まで 5 前各号に掲げる区域に接する道路 6 次に掲げる道路 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道246号</td> <td>太子堂二丁目14番先 三軒茶屋二丁目11番先</td> <td>太子堂一丁目12番先 三軒茶屋一丁目22番先</td> </tr> <tr> <td>特別区道12-A001</td> <td>太子堂二丁目25番先</td> <td>太子堂五丁目17番先</td> </tr> <tr> <td>特別区道12-B007</td> <td>下馬二丁目36番先</td> <td>三軒茶屋一丁目9番先</td> </tr> <tr> <td>特別区道12-064</td> <td>太子堂二丁目33番先</td> <td>太子堂二丁目22番先</td> </tr> <tr> <td>特別区道12-147</td> <td>太子堂四丁目29番先</td> <td>太子堂四丁目30番先</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立烏山川 緑道(これに接する 道路を含む。)</td> <td>太子堂五丁目8番先</td> <td>太子堂二丁目38番先</td> </tr> </tbody> </table> 7 前2号に掲げる道路の地下の鉄道地内(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項及び鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第9条に規定する鉄道施設及び駅前広場等これと密接不可分の利用関係にある部分をいう。以下同じ。)	道路名	起 点	終 点	一般国道246号	太子堂二丁目14番先 三軒茶屋二丁目11番先	太子堂一丁目12番先 三軒茶屋一丁目22番先	特別区道12-A001	太子堂二丁目25番先	太子堂五丁目17番先	特別区道12-B007	下馬二丁目36番先	三軒茶屋一丁目9番先	特別区道12-064	太子堂二丁目33番先	太子堂二丁目22番先	特別区道12-147	太子堂四丁目29番先	太子堂四丁目30番先	世田谷区立烏山川 緑道(これに接する 道路を含む。)	太子堂五丁目8番先	太子堂二丁目38番先	別図第3 のとおり
道路名	起 点	終 点																					
一般国道246号	太子堂二丁目14番先 三軒茶屋二丁目11番先	太子堂一丁目12番先 三軒茶屋一丁目22番先																					
特別区道12-A001	太子堂二丁目25番先	太子堂五丁目17番先																					
特別区道12-B007	下馬二丁目36番先	三軒茶屋一丁目9番先																					
特別区道12-064	太子堂二丁目33番先	太子堂二丁目22番先																					
特別区道12-147	太子堂四丁目29番先	太子堂四丁目30番先																					
世田谷区立烏山川 緑道(これに接する 道路を含む。)	太子堂五丁目8番先	太子堂二丁目38番先																					
喜多見駅周辺地区	1 喜多見八丁目7番から19番まで、21番及び22番 2 喜多見九丁目1番から8番まで	別図第4 のとおり																					

	3 前2号に掲げる区域に接する道路（世田谷区の区域に限る。）										
千歳烏山駅周辺地区	1 上祖師谷一丁目36番から38番まで 2 南烏山四丁目10番から12番まで 3 南烏山五丁目10番、12番から17番まで、19番、20番、22番及び32番から36番まで 4 南烏山六丁目1番から8番まで及び26番から31番まで 5 前各号に掲げる区域に接する道路（南烏山六丁目26番に接する一般国道20号を除く。） 6 次に掲げる道路 <table border="1" data-bbox="518 497 1268 660"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別区道 42- B 005</td> <td>南烏山四丁目 13 番先</td> <td>南烏山六丁目 38 番先</td> </tr> <tr> <td>特別区道42-130</td> <td>南烏山六丁目 12 番先</td> <td>南烏山六丁目 13 番先</td> </tr> </tbody> </table>	道路名	起 点	終 点	特別区道 42- B 005	南烏山四丁目 13 番先	南烏山六丁目 38 番先	特別区道42-130	南烏山六丁目 12 番先	南烏山六丁目 13 番先	別図第5 のとおり
道路名	起 点	終 点									
特別区道 42- B 005	南烏山四丁目 13 番先	南烏山六丁目 38 番先									
特別区道42-130	南烏山六丁目 12 番先	南烏山六丁目 13 番先									
	7 南烏山四丁目10番先から上祖師谷一丁目38番先までの鉄道地内										

一部改正〔平成11年条例40号・12年35号・84号〕

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月1日条例第40号）

この条例は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月13日条例第35号）

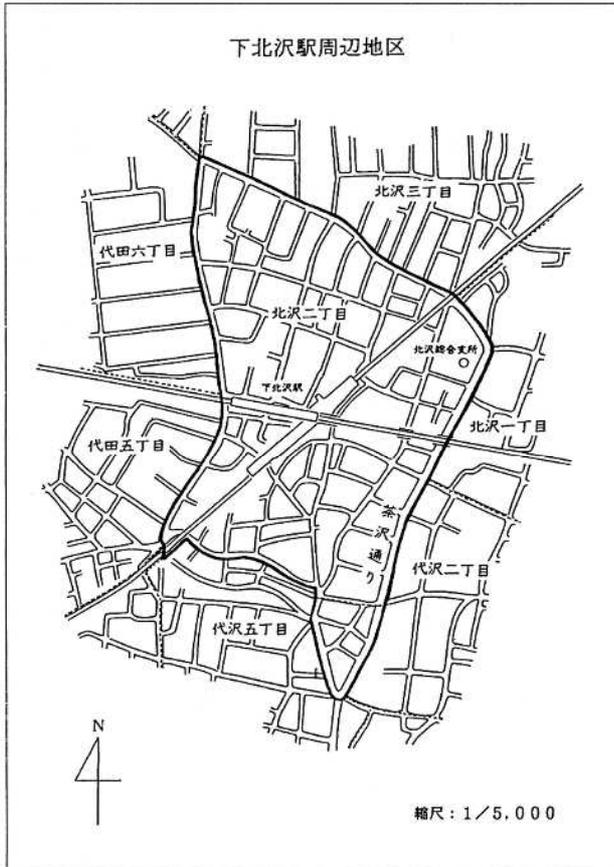
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月10日条例第84号）

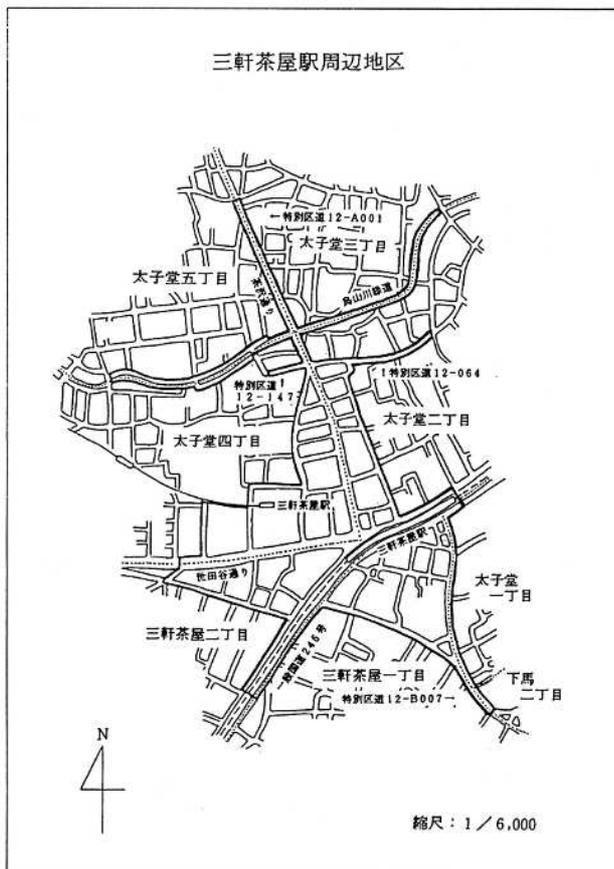
この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成12年8月規則第123号で、同12年8月6日から施行）

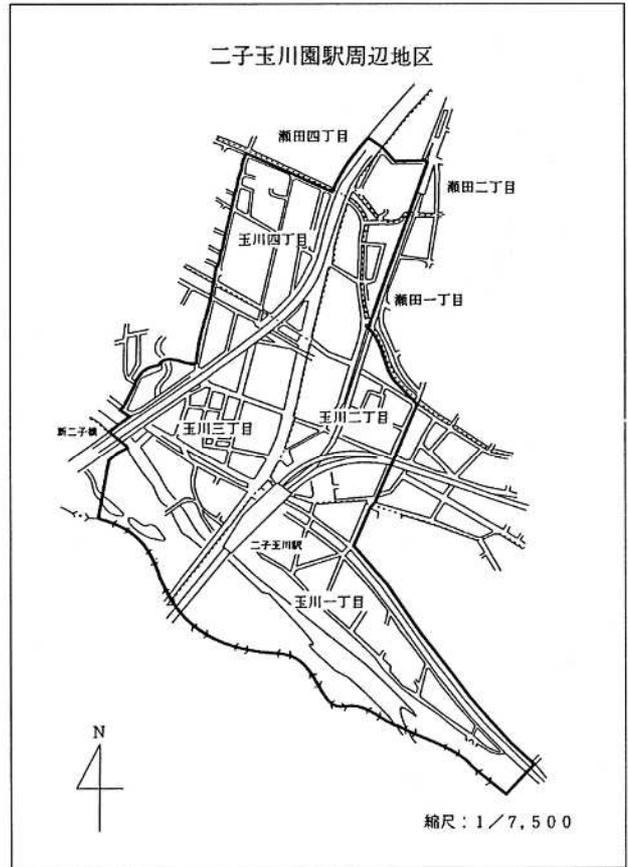
別図第 1



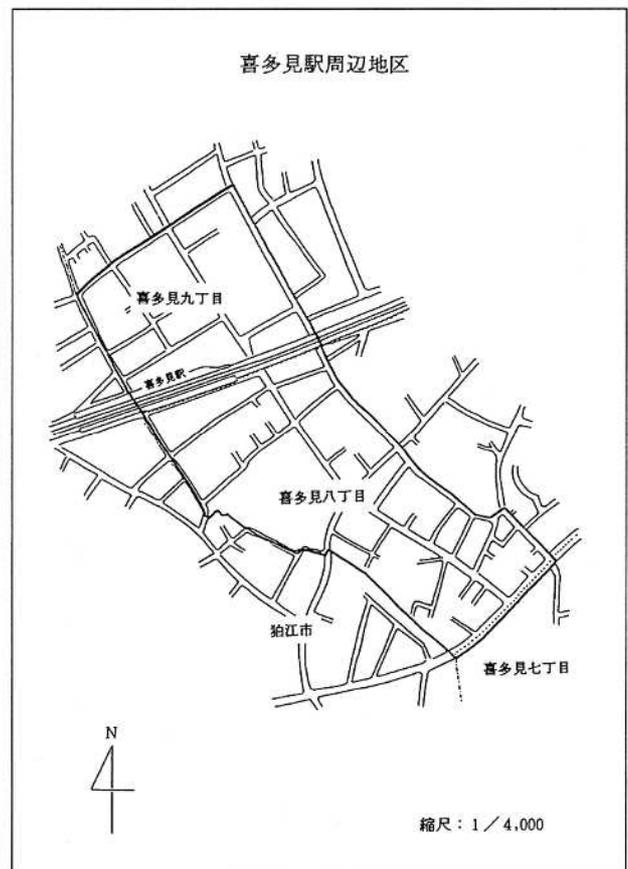
別図第 3



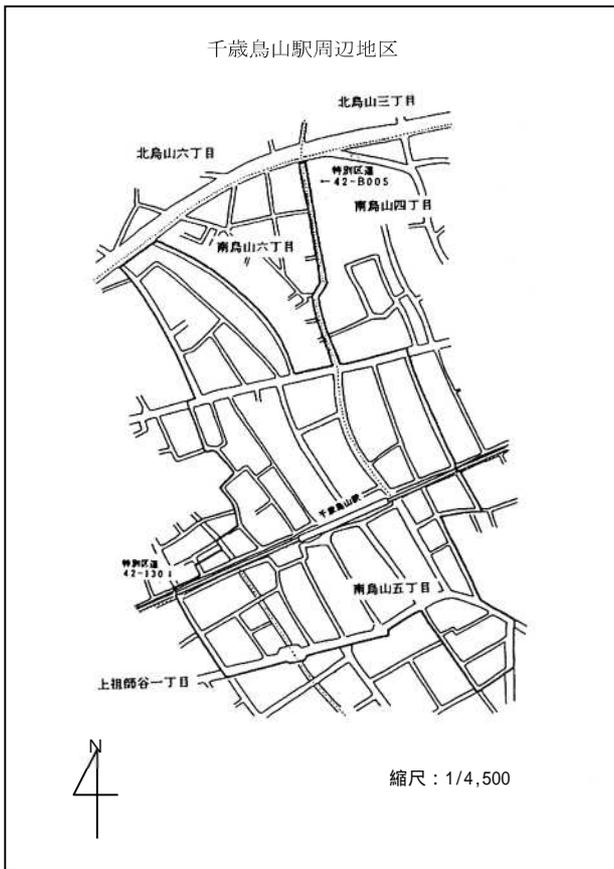
別図第 2



別図第 4



別図第5



世田谷区住居等の適正な管理による 良好な生活環境の保全に関する条例

平成28年3月8日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、管理不全な状態にある住居等がその居住者及び地域住民の生活環境に様々な影響を及ぼすことに鑑み、管理不全な状態にある住居等の発生を予防するための支援、住居等の管理不全な状態を解消するための支援及び措置等について必要な事項を定め、住居等の居住者及び地域住民の良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

住居等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（現に居住の用に供されているものに限る。）及びその敷地をいう。

管理不全な状態 物品が堆積し、又は散乱した状態であって、当該物品が崩落し、若しくは流出し、当該物品から悪臭が漏れ、又は当該物品にごきぶり、はえ、ねずみその他これらに類する動物が群生している状態その他の住居等の居住者及び地域住民の生活環境が著しく損なわれている状態をいう。

居住者等 住居等の居住者、所有者又は管理者をいう。

(居住者等の責務)

第3条 居住者等は、住居等が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該住居等が管理不全な状態にならないようにするための適正な管理に努めなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、住居等が管理不全な状態にならないようにするための適正な管理を居住者等が自らすることができるよう必要な施策を総合的に推進し、並びに住居等が管理不全な状態になることを予防するための対策及び管理不全な状態を解消するための必要な措置を講じるものとする。

(関係機関等との連携)

第5条 区長は、第1条の目的を達成するため、保健医療福祉関係機関その他の関係機関及び地域活動団体と連携し、協力体制を構築するよう努めなければならない。

(調査等)

第6条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、管理不全な状態にあり、又はそのおそれがあると思われる住居等について、その指定する職員又はその委任をした者に立入調査をさせ、又は居住者等その他の関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により調査をし、又は質問する職員又は委任を受けた者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(住居等又は居住者等に関する情報の利用等)

第7条 区長は、住民登録事務その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の住居等又は居住者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、当該目的以外の目的のために利用し、又は第5条の関係機関に提供することができる。

2 区長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、住居等又は居住者等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(判断)

第8条 区長は、第13条第1項の世田谷区生活環境保全審査会に諮問し、その意見を聴いて住居等が管理不全な状態にあるか否かを判断するものとする。

(指導及び勧告)

第9条 区長は、管理不全な状態にある住居等について、その居住者等に対し、堆積し、若しくは散乱した物品の撤去、整理整頓その他の必要な措置を講じるよう指導するものとする。

2 区長は、前項の規定による指導をした場合において当該居住者等が当該指導に係る必要な措置を講じないときは、相当の期間内に当該必要な措置を講じるよう勧告するものとする。

3 区長は、第1項の規定による指導又は前項の規定による勧告をする場合は、第13条第1項の世田谷区生活環境保全審査会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(必要な措置)

第10条 区長は、前条第2項の規定による勧告を受けた居住者等が相当の期間内に同項の必要な措置を講じないとき又は居住者等にやむを得ない事情があるときは、その者に代わり、民法(明治29年法律第89号)その他の法令に照らして適切な範囲内において必要な措置を講じるものとする。

2 区長は、当該居住者等に対して前項の規定により講じた措置に要した費用の負担を求めるものとする。ただし、区長は、当該居住者等が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認めるときは、当該費用の負担を免除することができる。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定により必要な措置を講じる場合に準用する。

第11条 区長は、管理不全な状態にある住居等が及ぼす地域住民の生活環境への悪影響を看過することができないときは、当該悪影響を除去するための必要な措置を講じることができる。

2 第9条第3項の規定は、前項の規定により必要な措置を講じる場合に準用する。

(支援)

第12条 区長は、管理不全な状態にあり、又はそのおそれがある住居等について、その居住者等が自ら当該状態を解消することができるよう、当該状態の解消に資する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことができる。

2 区長は、管理不全な状態にある住居等により生活環境を著しく損なわれている地域住民に対し、その生活環境を改善するための必要な支援を行うことができる。

3 区長は、前2項の規定により必要な支援を行うときは、次条第1項の世田谷区生活環境保全審査会に諮問し、その意見を聴くことができる。

(世田谷区生活環境保全審査会)

第13条 第8条、第9条第3項(第10条第3項及び第11条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第3項の規定による区長の諮問に応じて答申する附属機関として世田谷区生活環境保全審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、管理不全な状態にある住居等に係る対応その他施策に関する事項について、専門的な見地から区長に意見を述べるることができる。

(組織)

第14条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、保健医療福祉、法律等に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他必要と認める者のうちから、区長が委嘱する。

(任期)

第15条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第16条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の双方に事故があるとき、又はその双方が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第17条 審査会は、区長が招集する。

(会議)

第18条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第19条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

世田谷区を中心とした環境政策のあゆみ（その1）

太字：世田谷区の取り組み

年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
1975 (昭50)	区長公選	六価クロム鉛滓による 土壌汚染問題発生 国 P C B 環境基準・ 排出基準設定 世田谷環七対策会 議設置(野沢地区)	生産緑地の指定 烏山寺町環境協定 締結 多摩川水系合同調 査開始	資源再利用活動団 体支援事業開始		
1976 (昭51)		国 振動規制法 国 硫酸化物総量規 制実施	緑化協定区域指定 上野毛自然公園開 設		中央自動車道開通 既成市街地再整備 基本調査	
1977 (昭52)		国 環境保全長期計画 策定	自然的環境の保護 及び回復に関する 条例制定 保存樹木・樹林地 指定制度開始 開発緑化指導制度 開始		集合住宅等建設指 導要綱新玉川線 開通	
1978 (昭53)	基本構想		神明の森みつ池を 緑地保全地区、特 別保護区に指定		中高層建築物条例	
1979 (昭54)	基本計画		みどりの課発足 みどりのモデル地 区協定		東京の自動車300万 台突破 都市環境部発足	
1980 (昭55)		国 幹線道路沿道整備 法(沿道法) 都 公害局を環境保全 局に改組 都 環境影響評価条例	都 東京湾水質総量規 制実施		小規模宅地開発指 導要綱 都市整備公社設 立 都市美委員会発足	
1981 (昭56)			緑化相談所開設 地域緑化地区指定		公共施設の改善に 関する提言	
1982 (昭57)		都 窒素酸化物総量規 制実施	多摩川にサケの稚 魚放流 都 富栄養化対策指導 指針策定 次大夫堀公園開設		街づくり条例 福祉のまちづくり 施設整備要綱 都市デザイン室発 足	
1983 (昭58)		都 地域公害防止計画 策定 環七を沿道整備道 路として指定 小規模し尿浄化槽 排水指導要綱	みどりとみずの軸 整備基本構想策定 国 野川浄化施設開設		街づくり推進課発 足 ワンルームマンシ ョン建築指導要綱 街づくり推進地区 指定(北沢3・4丁目)	
1984 (昭59)		環七沿道整備協議 会設置 国 「環境影響評価の 実施について」閣 議決定	国 湖沼水質保全特別 措置法制定 都 緑の倍增計画策定 自然環境保護計画 策定 総合治水対策計画 策定 多摩川水系水質監 視連絡協議会発足		自転車等放置防止 条例 せたがや界隈賞・ 百景選定	
1985 (昭60)	平和都市宣言		兵庫島公園開設		都市整備方針 生活道路整備計画	オゾン層の保護に 関する条約(ウィ ーン条約)
1986 (昭61)		オキシダント測定 室設置(小・中学 校5校)	名木百選選定 フラワーランド開設 玉川上水に清流復活 (立川市～杉並区) 多摩川サミット開催			
1987 (昭62)	区の人口80万人突 破(1月1日現在 803,037人) *外国人登録人口 8,398人を含む 新基本計画 実施計画	都 環境管理計画策定	ナショナル・トラ スト全国大会世田 谷区で開催 生垣助成開始		東京の自動車400万 台を突破 魅力ある景観づく りに関する提言 環七沿道整備計画 策定	オゾン層を破壊す る物質に関するモ ントリオール議定 書
1988 (昭63)	情報公開 条例施行	国 オゾン層保護法 (フロン規制法) ファミリー環境モ ニター制度	雨水浸透施設設置 助成事業開始		まちづくりリレー イベント開始	気候変動に関する 政府間パネル(I P C C)設置
1989 (平元)		国 エコマーク事業発 足 都 自動車公害防止計 画策定	せたがやトラ スト協会設立 野川流域環境保全 協議会設立		住宅条例	有害物質の越境移 動及びその処分の 規制に関する条約 (バーゼル条約)

世田谷区を中心とした環境政策のあゆみ（その2）

太字：世田谷区の取り組み

年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
1990 (平2)		環境監視センター開設 電気自動車使用開始 国 地球温暖化防止行動計画策定 国 スバイクタイヤ粉じん発生防止法	花のあるまちづくり運動事業開始 都 水辺環境ガイドライン策定		道路整備方針 都市デザインモニター制度	モニタリング議定書修正、フロン全廃を決定
1991 (平3)	地域行政制度開始 個人情報保護条例制定	環境配慮指針策定 公害対策課を環境公害課に改組 総合支所での公害苦情相談等開始 大気汚染測定網整備 国 土壌環境基準設定	国 生産緑地法改正	リサイクル推進課発足 国 再生資源利用促進法(リサイクル法) 都 ごみ減量化行動計画策定 国 廃棄物処理法改正	街づくり推進課を総合支所街づくり課に改組 住宅整備方針	
1992 (平4)		国 窒素酸化物総量削減特別措置法 都 地球環境保全行動計画策定	湧水保全事業開始 生産緑地地区指定 都市農家育成制度実施	都 廃棄物の処理及び再利用に関する条例 資源分別回収開始	まちづくりセンター設立	気候変動枠組条約 生物多様性条約 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)「環境と開発に関するリオ宣言」・「アジェンダ21」
1993 (平5)		国 環境基本法 国 地球環境基金設置 都 地域冷暖房推進長期計画策定 都 環境学習事業計画策定	都 水辺環境保全計画策定 緑域環境維持農地制度実施	都 ごみ収集袋の半透明化実施 都区リサイクル推進計画策定 資源拠点回収開始 生ごみコンポスト化容器あつ旋制度開始	駐車場整備方針 レンタサイクルシステム導入	
1994 (平6)	基本構想 交通安全都市宣言 第2次地域行政推進計画策定	都 環境基本条例 都 環境基本条例 都 指定低公害車制度発足 都 環境基本計画策定 都 環境学習センター開設	国 水道水源水域水質保全特別措置法 都 仙川浄化施設開設 都 谷戸川浄化施設開設 区 民農園条例 都 クラインガルテン開設	大蔵リサイクル施設開設 世田谷ブランド再生品販売開始 都 砧リサイクルセンター開設	都 都市景観マスタープラン策定 水・熱エネルギー有効活用型施設の整備基準 新街づくり条例制定	砂漠化防止条約
1995 (平7)	基本計画 実施計画(7~11年) 行政手続条例制定	環境審議会設置 開発事業等に係る環境配慮制度発足 都 地球温暖化防止対策地域推進計画策定	都 区部の下水道普及概成100%達成 都 城南三河川(渋谷川・古川、目黒川、呑川)清流復活	国 容器包装リサイクル法 リサイクル条例 都 廃食用油リサイクル事業開始	新都市整備方針・地域整備方針策定 福祉のいえ・まち推進条例	気候変動枠組条約 第1回国際会議COP1(ベルリン)
1996 (平8)	行財政改善推進方針・行動計画策定	都 「環境白書」公表 グリーン購入ネットワーク発足 七都県市指定低公害車制度発足 環境基本計画策定	土と農の交流園開設 市民緑地第1号契約 流域治水対策推進計画策定	都 ごみ減量のための「東京ルール」提言 都 事業系ごみの全面有料化実施		環境マネジメントシステムISO14000シリーズ発効
1997 (平9)	実施計画「調整プラン」策定	環境行動指針策定 都 環境基本計画策定 環境公害課を環境課に改組 環境情報システム稼働 国 大気汚染防止法、廃棄物処理法改正(ダイオキシン類対策) 都 ダイオキシン類対策取組方針策定 ポイ捨て防止条例「エコライフ実践活動in代沢中町会」を実施	トラスト協会、全国初の緑地管理機構指定 北沢川緑道せせらぎ復活(ふれあいの水辺整備事業) きたみふれあいの水辺整備事業) きたみふれあいの広場開設(小田急線電車基地上部利用) ほかほか広場開設(玉川給水所上部利用)	リサイクル推進計画策定 都 都一般廃棄物処理基本計画(東京スリムプラン21)策定	環境共生住宅開設 国 環境影響評価法	COP3(地球温暖化防止京都会議)京都議定書
1998 (平10)	行政改革 推進条例施行	「環境基本計画・環境行動指針第一次評価・点検報告書」公表 都 地球環境保全東京アクションプラン 都 環境ホルモン取組方針 国 地球温暖化対策の	都 水環境保全計画策定	地球温暖化防止リサイクルプラン策定 国 家電リサイクル法 三軒茶屋リサイクル情報コーナー開設 喜多見資源化センター開設	防災街づくり基本方針 風景づくり条例制定	

年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
		推進に関する法律 ダイオキシン問題 等に係る取り組み 方針				
1999 (平 11)	基本計画（調整 計画）実施計 画、行財政改善 推進計画策定	環境美化推進地区 指定（下北沢駅周 辺） 環境配慮ガイドラ イン（グリーン購 入編） 都 東京エネルギーピ ジョン 国 化学物質管理法 国 ダイオキシン類対 策特別措置法 都 ディーゼル車NO 作戦 都 ISO14001 認証 取得 環境美化推進地区 指定（二子玉川周 辺）	みどりの基本計画 策定 都 水循環マスタープ ラン策定	清掃・リサイクル 条例制定		
2000 (平 12)	特別区制度改革 介護保険開始	環境美化推進地区 指定（三軒茶屋/喜 多見/千歳烏山駅 周辺） 環境基本計画（調 整計画） 国 循環型社会形成推 進基本法 国 環境物品等の調達 の推進に関する法 律 都 杉並病原因説明 都 都民の健康と安全 を確保する環境に 関する条例 公用車による環境 負荷を低減するた めの方針	 区民80万本植樹運 動の推進	資源分別回収事業 区内全域で実施 一般廃棄物処理基 本計画 清掃事業区移管 東京都二十三区清 掃一部事務組合設 置 清掃・リサイクル 審議会設置 国 廃棄物処理法改正 法改正 国 資源有効利用促進 法改正 国 建設リサイクル法 国 食品リサイクル法	国 大規模小売店舗立 地法 風景計画策定	
2001 (平 13)	せたがや 21 - 未 来への展望策定	国 PCB 廃棄物の適 正な処理の推進に 関する特別措置法 国 フロン回収破壊法 都 地球を守る都庁プ ラン 大田区環境基準の 570 倍のダイオキシ ン類による土壌汚染 都 PCB 適正管理指 導要綱 都 粒子状物質減少装 置指定要綱 都 ロードブランシン グ検討委員会報告 書 都 環境確保条例の化 学物質の適正管理 に関する規定施行 ISO14001 認証 取得	国 都市緑地保全法改 正 都 雨水浸透指針策定	①世田谷清掃工場 建替え計画策定 国 循環型社会白書 リサイクル千歳台 開設	国・都 外環道沿線 7 区市に提示	01 米国温暖化防止 京都議定書の離脱 表明

①：東京都二十三区清掃一部事務組合

世田谷区を中心とした環境政策のあゆみ（その４）

太字：世田谷区の取り組み

年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
2002 (平 14)	安全安心まちづくり条例施行 実施計画、行財政政策推進年次 計画策定	都 新たな環境基本計 画策定 国 環の国くらし会議 開催 「エコライフ実践 活動 2002in代沢」 を実施 地球温暖化対策実 行計画（第 1 期） 策定 ダイオキシン問題 等に係る取り組み 方針改定 都 都市と地球の温暖 化阻止に関する基 本方針 国 違反ディーゼル車 一掃作戦 ディーゼル車粒子 状物質減少装置 (DPF)装着助成 開始	都 多摩の森林再生事 業開始 国 自然再生推進法制 定	都 廃棄物処理計画策 定 粗大ごみ受付セン ター開設 国 自動車リサイクル 法	住環境整備条例制 定 都 計画段階環境影響 評価制度の開始 第 1 回地域風景資 産選定 交通まちづくり基 本計画策定	
2003 (平 15)		グリーン購入推進 方針策定 国 土壌汚染対策法 エコライフ実証実 験の実施 都 デーゼル車規制 を開始 国 環境教育推進法	公園緑地整備方針 策定 屋上・壁面緑化助 成開始	清掃・リサイクル 条例改正(資源持 ち去りの禁止)		
2004 (平 16)	基本計画、実施 計画、行政経営 改革計画策定	ポイ捨て防止条例 改正(歩きタバコ) 環境施策評価報告 書 国 環境教育推進方針 エコライフ世田谷 大作戦の実施	国分寺崖線保全整 備方針策定		みんなで考えた地 域整備方針(区民 提案) 都 用途地域見直し 斜面地建築物制限 条例制定 国 景観法制定	I S O 14000シリ ーズ改訂
2005 (平 17)		環境基本計画策定 地域省エネルギー ビジョン策定	みどりの基本条例 制定 国分寺崖線保全整 備条例制定	一般廃棄物処理基 本計画策定	国分寺崖線保全整 備条例制定 斜面地における建 築物の制限に関す る条例制定 水と緑の風景軸の 方針、基準策定 都市整備方針見直 し 土地区画整理事業 を施行すべき区域 の市街地整備方針 策定 福祉のいえ・まち 推進条例改正	京都議定書発効 京都議定書第 1 回 締約国会合 C O P / M O P 1 (モン トリオール)
2006 (平 18)		環境行動指針改定 地域省エネルギー 重点テーマビジョ ン策定 国 大気汚染防止法改 正(アスベスト対策)		エコプラザ用賀開 設	風景計画改正 福祉のいえ・まち 推進条例・施行規 則改正	
2007 (平 19)	区制 75 周年 実施計画、行財 政政策推進年次 計画策定	エネルギー消費量 報告書制度実施 公共施設省エネ指 針策定	みどりとみずの基 本計画策定 花壇造成助成開始 雨水タンク設置助 成開始	分別収集計画策定	景観行政団体指定 風景づくり計画策 定 風景づくり条例改 正 第 2 回地域風景資 産選定 ユニバーサルデザ イン推進条例施行 高齢者、障害者等 が安全で安心して 利用しやすい建物 に関する条例(バ リアフリー建築条 例)施行	

世田谷区を中心とした環境政策のあゆみ（その5）

太字：世田谷区の取り組み

年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
2008 (平 20)		世田谷区役所地球温暖化対策実行計画策定	みどりの基本条例改正	分別区分変更資源循環センターリセタ開設	交通まちづくり基本計画改定	G 8 北海道洞爺湖サミット京都議定書第 1 約束期間(2012 年まで)
2009 (平 21)		国土汚染対策法改正	農地保全方針策定 みどりの基本条例改正	一般廃棄物処理基本計画の見直し	ユニバーサルデザイン推進条例改正	
2010 (平 22)		世田谷区環境基本計画(調整計画)策定 改正省エネ法施行 「温暖化対策基本法案」閣議決定 東日本大震災	緑化地域指定		街づくり条例改正	COP16 COP/MOP 6 (カンクン合意)
2011 (平 23)	実施計画、行財政政策推進年次計画策定	世田谷区地球温暖化対策地域推進計画策定	シンボルツリーの植栽助成開始		風景づくり条例改正	COP17 (ダーバン合意)
2012 (平 24)	区制 80 周年	新環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」開始 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画アクションプラン策定				
2013 (平 25)	基本構想基本計画、新実施計画策定	新環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」本格運用開始 「世田谷区みうら太陽光発電所」の開設 大気汚染防止法改正(アスベスト対策) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正(アスベスト対策)	みどりの基本条例改正	小型家電リサイクル法	第 3 回地域風景資産選定 都市整備方針(都市整備の基本方針)改定	
2014 (平 26)		世田谷区環境基本計画策定		一般廃棄物処理基本計画改定	風景づくり計画改定 都市整備方針(地域整備方針)改定	
2015 (平 27)		省エネポイント事業(現「省エネポイントアクション」)開始 川場村における自然エネルギー活用による発電事業に関する連携・協力協定締結 世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例制定		資源・ごみの収集カレンダーの発行、全戸配布の開始		COP21 (パリ協定)
2016 (平 28)		地球温暖化対策計画策定	生きものつながる世田谷プラン策定	分別収集計画策定		
2017 (平 29)	区制 85 周年新実施計画(後期)策定	ポイ捨て防止条例を世田谷区環境美化等に関する条例に改正 世田谷区たばこ条例の策定 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画策定	みどりの基本計画策定		風景づくり条例改正	
2018 (平 30)		弘前市と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定締結				

世田谷区を中心とした環境政策のあゆみ（その6）

太字：世田谷区の取り組み

年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
2019 (平31・ 令和元)		世田谷区環境基本計画（後期）策定 世田谷プラスチック・スマートプロジェクトの実施 世田谷区公共建築物等における木材利用推進方針策定 区施設（本庁舎）へ再生可能エネルギー100%電力を導入開始 区内の再生可能エネルギーの利用拡大を図る「せたがや版RE100」開始	名木百選選定（再選定）	分別収集計画策定 食品ロスの削減の推進に関する法律施行 一般廃棄物処理基本計画中間見直し	ユニバーサルデザイン推進条例施行 規則改正 バリアフリー建築条例改正	国連気候行動サミット2019
2020 (令和2)	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策実施	世田谷区気候非常事態宣言の表明 十日町市と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定締結 区施設（低圧施設）へ再生可能エネルギー100%電力を追加導入 国 大気汚染防止法改正（アスベスト対策）		資源・ごみ集積所で紙パックの回収開始		国連気候適応サミット
2021 (令和3)		世田谷区気候危機対策基金条例制定 津南町と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定締結			ユニバーサルデザイン推進条例施行 規則改正 バリアフリー建築条例改正	COP26（グラスゴー気候合意）
2022 (令和4)	区制90周年	世田谷区地球温暖化対策地域推進計画策定			風景づくり計画変更	

刊行物一覧

名 称	判型	頁数	発行年月	内 容
世田谷区環境基本計画（後期） （令和2年度～令和6年度）	A 4	193頁	令和 2年3月	区の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画
世田谷区地球温暖化対策地域推進計画 （令和5年度～令和12年度）	A 4	117頁	令和 5年3月	区の地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画
自動車公害実態調査報告書 （令和4年度）	A 4	166頁	令和 5年2月	区内の幹線道路等における騒音・振動等の自動車公害実態調査の報告
自動車騒音常時監視調査報告書 （令和4年度）	A 4	57頁	令和 5年2月	区内の主要道路における騒音等の現状調査の報告
せたがやの水辺	A 5 (A2判八つ折)	16頁	29年4月	区内河川の水質環境啓発リーフレット
河川調査（水質）報告書（令和4年度）	A 4	169頁	令和 5年3月	区内河川の水質状況調査結果の報告
令和4年度河川調査（生物）報告書	A 4	82頁	令和 4年12月	区内河川の水生生物生息状況調査結果の報告
大気汚染常時測定室測定結果 （令和2年度）	A 4	256頁	令和 3年11月	区が設置している大気汚染常時測定室の各汚染物質の経年変化及び年別測定結果、月別測定結果の報告